

第五十一回 参議院通信委員会會議録第十八号

(三三三)

昭和四十一年四月二十八日(木曜日)

午後二時十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長

田中 一君

理事

植竹 春彦君

新谷寅三郎君

西村 尚治君

光村 基助君

委員

小沢久太郎君

古池 信三君

迫水 久常君

白井 勇君

松平 勇雄君

谷村 貞治君

久保 等君

永岡 光治君

森中 守義君

横川 正市君

田代富士男君

石本 茂君

鈴木 市藏君

國務大臣

郵政大臣 那 祐一君

政府委員

郵政事務次官 亀岡 高夫君

郵政大臣官房長 鶴岡 寛君

郵政省郵務局長 長田 裕二君

郵政省貯金局長 稲増 久義君

郵政省人事局長 會山 克巳君

郵政省経理局長 淺野 賢澄君

事務局側

常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

本日の会議に付した案件

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔理事光村基助君委員長席に着く〕
○理事(光村基助君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

初めに、理事会の協議事項について報告いたします。
本日は前回に引き続き、郵便法の一部を改正する法律案について質疑を行なうことになりましたので、御承知願います。

○理事(光村基助君) これより議事に入ります。
郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○永岡光治君 私は、この郵政審議会の答申をまず冒頭もといたしまして、この料金改定に至りました経緯等から見まして、郵政大臣に若干質問をいたしたいのでありますが、昨日の同僚議員からの質問に対しまして、郵政大臣の答弁は、大體において、年度の料金改定は約五年間は料金値上げをしなくてもいいというふうであるという趣旨の——正確にはそう言ったかどうかは私ははっきり覚えておりませんが、そういう趣旨に受け取れる答弁をしておりまして、そういう立場に立つときに、この郵政審議会から答申をなされております数字と対比いたしました若干疑問を感じますので、お尋ねするわけであります。この主文の中にも、「さしむき今後三年間において生ずべき最少限度の収入不足額を基礎として、下記のように料金改正案を作成した」と、こういうことを明確にしておるわけです。そして、現行料金によるこの収入見込み額に對しまして、この勧

告案によれば、約二九・五%の収入増加が期待されるということも述べております。また、この三年間ということに限りまして理由も、「少なくとも今後五年間の収入の見通しを基礎として、これに適合する料金改正を行なうことが本筋である」と——大臣の言うように、五年間ということが本筋であるというけれども、長期展望において予見することは非常に困難な要素が多いのだ。そこで、この際は、大幅な改正を避けるほうがいいという観点もあるのだ、この際は「三年間にとどめて、この改正案を作成した」とも言われております。そしてさらに、この各論めいたところに入りまして、そのことを第三項目ですか、「今後の収支の見通しと料金改正の基本方針」という項目でも、同様なことが言われておるわけでありまして、五年間をかりに見通すとすれば、この二九・五%じゃなくて、これによりまして、三六・八%の増収を確保する料金改定が必要だと、こういうふうに言われているわけです。そこで、私も、昨日から答弁を聞いてちょっとつかえるものがあるわけでありまして、これはまあ三年間で——この答申どおりやるとすれば三年間しかもたない、まあこういう見方をしておるわけですね。その点を大臣はどのように見通されておるのか。これは当然この料金改定の基本になる問題でありまして、大臣の所見をあらためて承りたいと思うのであります。

○國務大臣(那祐一君) 本会議でも光村さんからのお尋ねがございまして、これは当委員会でもまたお尋ね出ると存じますが、郵政審議会の答申をいただきましたのは昨年の十二月九日、それから政府が経済政策会議を開きまして、郵便料金について改定を必要とする見当をつけましたのが、十一月の二十七日でございます。そのときに、大體郵政審議会の小委員会は、ただいまお述べ

べになりましたようなめどをつけまして、五カ年もたせるとすれば三六・八%、しかし、なるべく小幅に抑えたいということ、それから、めどがなかなかこれからの動向をつけにくいということ、二九・五%、三カ年というような答申に達しうだというお話を、当時の小委員長である足立さんから承り、それを土台にいたしまして政府部内で協議をいたした次第でございます。その当時、ただ、一つの点といたしまして、どうしても、手がたいことはけっこうであるけれども、三・五%の伸び率というのは、これはいかに低く見えてあるのじゃないだろうか。それともう一つ、もちろん、いろいろな基礎資料があつてのことではなけれども、いけませんこととありますけれども、政府といたしましては、できるだけ限りの料金の値上げの幅は低位に抑えたい。それから、当然のこととありますけれども、なるべく、料金の、一たん改定をいたしましたら、それを長い間また手をつけなくてやっていかなければならぬ、こういう考え方で見てまいりますと、昭和三十六年度のときに、一、二種手をつけませんでも、相当無理はございまして五カ年を維持できましたし、一、二種は、改定をいたしました二十六年から十五カ年間のうちのものは、二種に手をつけずに今日に至っておる。そういういたしますならば、これは当時の、二十七日の経済会議の発表でもございまして、つとめて低位に抑える、こうしたこと、郵政審議会の中間的な報告でございまして、それを受けて、そうして極力低位に抑えたい、これが経済政策会議の内容でございまして、そのような趣を、料金の改定はやむを得ないことであるということと、つとめて低位に抑えたい、こういうことを当時発表いたしましたわけでありまして、それで結局、またお尋ねが出てまいらると思いますが、郵便事業というもののについて、どの事業

でもそうでございしますが、企業努力というものをして、なるべくいろいろの要素を吸収してまいるところが、郵便について考えますと、結局、企業努力というのは、何とかして物の数をふ

やしていく。もちろん、これは大量観察でございまして、地方の数の少ない扱いをいたしますところは、物の増加はかえつて支出の増加を招いております。採算割れになつてゐることも承知いたしておりますが、まあ大量観察としては、どうしても郵便事業の企業努力は、一つは物の増加、それも端的に送達速度を安定することによつて達成しなければならぬことであります。それからもう一つは、つとめて支出の増加を抑える。これは局内作業等で、また近代的な業務の運営と

いうものは、そうでございましょうが、機械化等によつて、こうしたことの企業努力を郵便事業でも重ねていかなければならない。そういうことをしてまいるならば、かつ、この数力年のような七〇、六〇という増加は見る事ができないのでは、五〇という見方はどう見ても無理はないのではないか。そういたしますと、四十一年度については、料金の改定をいたすので物の伸びがやや鈍化すると、この点は郵政審議会の御感触と大体同じに考える。そうして四十二年度において回復をする。四十三年度以降平均五〇の伸びというのは、非常に長い将来はとにかく、これから五力年間のめどをつける場合には、四十三年度以降平均五〇というは維持できる数字ではないか、あるいは、もう少し多くを期待することが出来るかもしれないが、それはまず維持できる。そういたしますと、五力年間の収支の見込みというものを立てることが出来る。このような一つの収入の面におきまして、物の増加の伸び率を想定いたしました。これは三・五〇というものが、当時の郵政審議会の方々の御意見を伺いまして、非常に当時の状況、夏ごろから十一月ごろにかけての作業のときに、物が予定の収入を毎月満たしていかなという状況から、手がたく手がたくと見られたことは、その御審議の経過等を伺つてもわかりま

すが、とにかく、物の伸びはそういう程度までいくであらう。それから先どの程度伸ばすかということ、は、各国の状況を見て努力することが必要であらうかということであります。

それから今度は、またこれもお尋ね出てくるかと思いますが、今後の景気の動向等は、政府としても非常にいろいろの方面から材料を求めてまいらなければなりません、支出の面では、まず普通の状態でものを判断するならば、参考の資料でお目にかけていますような人件費、物件費の見方ができるだろう。そうして収支の見通しを立てますと、五カ年間はこの二八・八％で収支の見込みを立てることができる、こういうぐあいに結論を下した次第でございます。

○永岡光治君　そういたしますと、この審議会の答申は、物数の増加を一応三・五％と見ている。その算定に基づくこれが二九・五％。だから、したがって、大臣の実際の、そうは言ってみるけれども、今後の動向からするならば、まず五％は確保できるであらう、まあこういう見地に立つと、大体五年間もてそうだ、こういうわけでありますけれども、何しろ五年間もたすためには三六・八％を、いま大臣の計画によりまして二八・八％ですから、八％の開きがあるわけですね。どうも私は、これはいま具体的に数字をどういふうに持っておるからどうだという意味で申し上げるわけでもないのでありますけれども、どうも私は、これは気になると思うのです、率直に申し上げます。いま大臣も、はしなくも答弁の中に言われておりましたが、機械化等によっていろんな経費節約等もできると、こうおっしゃいますが、三年間に機械設備をして、これが動き出すのは、経費は相当かかりこそすれ、それが消化されるというほどの伸びは期待されなと思います。おそらく、あとかりに三年間で機械化が整備されたとしても、二年間で五年間分を消化する、予定増収の——ということになると、私は、これは非常に無理な計算ではないだろうかと思うわけです。特に二九・五％の増収見込みの中には、答申案をそ

のままそっくり尊重してのことであります。ところが、これを見ますと、まあどれだけの増収を見込んでおるか知りませんが、第三種の、勧告案によりますと、現在の二円を五円にしなさい、こう

いうたてまえに立って二九・五%ですね。ところが、大臣のいまの話によると、これを二円に對して一円、つまり二円の差が出るわけです。勧告よりも二円低くて、なおかつこれがもてるというのの、ですから、どうも私は、その点については、ほんとうに、あなた方が数量の計算をして確信を持つたということであれば、これはあえて私は申し上げませんけれども、必ずしもそうではないのじゃないだろうか、こう思うのですが、特にこの問題に關連してまいりますことは、五年間と言います

と、今日の經濟情勢をどう見るかという問題、とりわけ、物価上昇率がどのくらいになるだろうかということを考えますと、これは機械設備することにしたとしても、相當の経費が要ると思ひます。いまこの段階で計算しておる機械の購入単価にいたしまして、ずいぶん私は上がるのではありません。いだらうか、こう考えてまいりますと、この大臣の言われる五年間というのは、どうもこれは、私は自信が持てないのではないだろうかと思ふのでありますが、さらにこの点を、もう一度私は具体的に質問をいたしますが、三種の二円を五円に勧告があったにもかかわらず、三四で押えて、二円の減収を得て、なおかつこれが五年間、さらに三年の計画を五年間もつというのは、私は、これはどうも納得いきないのであります、大臣はそれでもないけれど、こう思ふのであります。それが一つと、ついでにお尋ねいたしますが、いまの答弁の中にもありました、物価の上昇というものをどう見ておるのか、これもひとつあわせてこの際お聞かせをいただきたいと思ふのであります。

○國務大臣(郡祐一君) 郵政審議會が非常に手がたく見てくれておりますことは、私も敬意を表するのでありますが、これは審議會の答申を、ごらんくださいますと出てまいりますように、たとえば相當大きい金が必要ます局舎の建設、こうした

ことにつきましても、その四分の一ぐらいは必ず料金収入で見ている。これは四十一年度では料金収入から出したけれども、四十二年度以降は借り入れでいこうと思います。これは何と申しま

しても、いまの郵便料金を可及的低位に押えるということと、それから、何としても、おくれている局舎の改善をいたそうというために、これは借り入れていくのが筋だと思ひます。そういう点で、郵政審議会の御答申と、ある程度支出の面で違ひが出てきております。

それから第二のお尋ねの、物価の動向でございますが、これは本日、四十年年度の最終月の三月の月例報告を見ただけであります、卸売り物価がようやくやや横ばいより低目に押えることがで

きるようでございます。消費者物価については、若干の上がりをお願いしておりますが、これは三月という月の、大体いままでの傾向と似たような動向をいたしております。それから、輸出と生産とは明瞭に伸びております。景気動向の先行きの指標となります原資材の輸入の状況を見ますと、これはもちろん、いまの銅の値上がり等の国際事情もございします。その先行きもございしますが、動向は必ずしも悪くございません。こうしたことを考えてみますと、いつも物の伸びと、それから物価との関係はあわせて考えなければなりません。また、いま永岡さんのおっしゃった長期の展望となりましたが、まず、夏ごろには経済企画庁はその作業にかかりたいようでございます。私どもは、わりに落ちついた上向きのカーブをとり得るものと、このように考えております。そういたしますと——その議論に入りますと非常にいろんな問題が出てくる点でございますが、景気と物価の動向というものをまず安定した基調に置いてみるならば、私どもの考えておるような収入、支出、郵便事業についての収入、支出というものの一応の見込みは守れるのじゃないだろうか。ただ、私どもこう考えております。七月という月から実施をいたします。それから、何と申しまして、私ども

のいたした作業にも非常に多くの推定が入っております。はっきりした経済指標というものを
持てません、中期計画を御破算にいたしました時期にいたしておる収支の見込みでございませうから、これは私も、七月という、料金改定をお願いしている月を土台に、これからの見込みというものは、もう一段きちんと立てなければならぬとは思っております。思っておりますけれども、非常に著しい違いを起さずにやっていると、これは私ども、一口に企業努力という、このことばは、これはみだりに使うべきことばじゃないと思ひますが、それに並行した企業努力を郵政部内全体でやっていたい、こう考えております。

○永岡光治君 これは実は私も、当然の義務として、経済企画庁あたりの物価その他労賃等における指標を調べてくるべきが筋でございましたが、用意してありませんので、その点はお尋ねいたしますが、経済企画庁の見通し等も郵政当局においては十分検討した上で自信を持ったということなのか。それとも、これも一つのそういうのはつきりしたものでなくて、一応現状のまま、という現状の固定というものでなくて、推移の状況から大体こうであろうというばく然たる考えで、五年ぐらひはもてるだろうということにしておるか。やっぱりこれはその点のところを明確にしておかなければいけないと私は思うのです。

○国務大臣(郵務一君) その点は永岡さんのおっしゃるとおりでございまして、私もこの点は、おそらく従来の作業に比べまして、絶えず経理、郵務の両局には、経済企画庁との連絡を、必要な分については大蔵省の材料もとりおき、持っておりますが、そのほうとの連絡をとらせながら、持っております最近の状況でものを判断しておるのであります。私自身も、経済の月例報告、経済企画庁長官の申しました月例報告を見ながら、いつも――ただ長期の展望を持っておらない現在でございませうから、そこに長い先の見通しがつかないのではありませんけれども、ただいま申しました本日

の経済閣僚会議で説明のありました月例報告の模様等を見ましても、まず、いま現在の段階で、私も立てておる見通しには、狂いがなく推移しておるようと考えております。

○永岡光治君 私が指摘したいのは、五年はたぬだろうという、実は大臣と逆な私、見解を持っておるわけですね。特にこの勧告の、いろんな具体的な内容で示しておりますけれども、たとえば「所要の要員や施設と適正な職員給与等を確保する一方」という問題も一つ条項に出ております。これについても、郵政事業が人によって動かされる事業であるということも、この審議会の中でも十分その点を指摘しております。すなわち、物価上昇その他生計費の増高によりまして、人件費というものがかなりふえるだろうということは、当然これは予想にかたくないわけでありまして、その点を考えましてもそうでありまして、また、この勧告によりまして、利用度の低い郵便局の設置を差し控えない、こう言っているけれども、やはり郵政当局におきまして、今年はそう差し控えているとは私は考えられぬと思うのです。新規増局の分もかなり考えておるようであります。そういういたしますと、要するに、この審議会で想定している要素と逆な面が相当あるにもかかわらず、なおかつ、料金が審議会では三年しかたないというのを、いや五年もちますと、こう言っておるのでありますから、これは不安定ではないかということを私は指摘をしたいのであります。

しかしながら、大臣の言うところの一応ばく然とした一つの資料でということでありまして、それはその程度に指摘をしてとめたいと思うのでありますけれども、まあ努力目標としてはわからぬわけでもないわけでありまして、これはやはり相当な、審議会の答申を受けた郵政当局の料金改定については、まずこの見通しと郵政大臣との間には私は開きがあるのではないか、こう思うわけですね。もう少しこれを指摘するならば、それでは、郵政審議会で、その資料で郵便物の増加が三・五割ということ要素を入れて審議をしたと

いうのであれば、おそらく私は郵政当局に、審議会が審議する際において、一体郵便物はどのくらい伸びるであろうということを質問したに相違ないと思ふのです。その際に、なぜあなた方は、いやそれは五割ぐらひは伸びがあると言えなかったのだから。そうすれば、もつとこの料金は安く勧告したかもしれません。答申したかもしれません。だから、私はきょうの段階で言えることは、どうも郵政大臣が審議会の答申を受けて一応これをつくったけれども、五年ということに、どうもこれは物価をあまり上げちゃ困るということ、物価値上げ反対という声をとられてと申しますか、そちらに関心を持つあまりに、五年ということを言ったのではないだろうかという気が実はしないわけでもありません。したがって、この点については、さらに次の委員会ないしは機会ある委員会におきまして、私はこの点を明確にする必要があると思うのであります。将来の課題として十分これは検討を要する問題だ、こういうことをまず指摘をして次の質問に入ります。

ところで、国民の立場から言いますならば、料金は安いにこしたことはありません。いま大臣が言いましたように、これは五円が七円になるわけでありまして、十円が十五円になるわけでありまして、相当大幅な値上げであることは、これは間違いないわけでありまして、その際に、一体、料金の値上げをするにしても、もう少し幅が狭くて、つまり、小幅に料金を改定することによってまかなえるような努力をやったりのではないかと私は思うのであります。そのことを国民にやっぱり明確にする必要があると思うのですが、どのような努力をしてきたのか、料金的大幅な値上げについて、これを差し押えるように。その一例として申し上げるわけでありまして、いま大臣がはしなくも答弁で言っておりましたが、郵便局舎、これは私は前から申し上げておるわけでありまして、こういう大きな固定資産というものを料金の値上げによってまかなう――いずれはこれはやらなければなりません。これは特別会計である

以上は、いずれはまかなわなければなりません。が、それを食いつないでいくという方法、その支払いを短期間に償還するのではなくて、長期にわたってこれを償還するという借り入れ方式、そういうことによつて、少なくとも今日は若干でも値上げの幅が差し控えられたのではないだろうか。あるいはまた、もう一つの努力としては、昨日も同僚議員から言われておりましたが、新聞の料金の改定であります。日刊新聞、その三種の問題でありますけれども、勧告は五円がいいと、こうおっしゃっているのが三円にしている。これももう少し、私は新聞社が憎くて申し上げているわけじゃありませんよ、そういう意味でなくて、公平な立場で考えるべきであるというのが私の主張なのであります。今日公共性を言うならば、これは民主主義化された、非常に大きな国民の消費の対象になる、あるいは、その他に影響を及ぼす対象になる事業として、今日公共性を言われない事業は私はないと思うのです。ひとり新聞のみが公共性を叫ばれて、他の大きな事業が公共性ではないと言ふものは私はないと思うのです。だとすれば、他の公共事業の会社その他には料金は勧告どおり適用するけれども、新聞のみにこれを適用しないというとはいかがなものであらうか、こう実は考えるわけです。特にまた社会正義をもつてその使命としておる新聞でありますから、だとするのであれば、当然この新聞事業に従事しておる従業員の待遇の問題を考えると、あるいは新聞社の経営するその利潤による配当の問題を考えると、私は新聞のみが特に優遇されるというものはあまりこの際は考慮する必要はなかったのではないだろうか、そういう努力をやっぱりする必要があるのじゃないか。早い話が、こういう勧告があるから、新聞社の方々を、協会を呼びまして、こういう勧告もあるし、ひとつ御協力いただけないだろうか、こういうのは当然私はあつてしかるべきだと思ふ。これは一つの企業努力でありますけれども、企業努力というか、そういう料金を少しでも安くしようという、一般の公衆に迷惑

を及ぼすものは安くしようという努力はやっぱりされていかねばならないかと思つてあります。が、限定をいたしますが、この二つの問題についてどう努力をされたのか。これはもういろいろの委員からも言われたことだらうと思つていますが、重ねて私はこの点をこの際、明確にして、国民の世論の喚起を求めなければならぬと思つてます。

○政府委員(長田裕二君) 値上げ案をつくるに際して、全体が安くなるようにどう努力をしたかというお話でございました。その一つとして、局舎の財源をあげられたのですが、先ほど大臣からも御説明申し上げましたように、郵便局舎につきましては、相当これから積極的に増改築をしていかねばならない事情であります。一方、それを料金に主としてその財源を依存してまいるということとは、値上げ幅にも影響し、事柄の性質上からも当面差し控えるべきであるといううなことから、初年度の四十一年度につきましては、値上げの最初でもあり、ある程度の剰余も出ましたので、これを五十九億局舎の財源に振り向けました。五十九億年間全体といたしましては、局舎の財源としては料金を見込んでおらないわけでございます。局舎の財源として見るべきであるという答申の趣旨も、二五〇億見るべきであるという答申のあれもございましたが、省側の案といたしましては、それに至らなかつたようなわけでございます。ただ、それ以外の経費等につきましては、なるべく減らして所要の料金値上げの幅を小さくすることができたのではないかとこの点につきましては、実は先生も御承知のように、郵政事業特別会計の特色といたしまして、人件費の比重が高い事業の——これは各国ともそうでございますが、事業の特殊性からいたしまして、人件費が圧倒的大部分で、それにつきましていろいろ勤労意欲の問題その他での努力はいたしておりますけれども、大きくその削減という点をするにつきましては、まだ機械化の点についても目下鋭意開発中というところでございます。しかし、かりに

相当開発されました際におきまして、この人件依存の体制をくつがえすわけにはなかなかまいらない、そういうような事情もございまして、非常に限度がございまして、置局が郵政審議会の答申を相当上回つてなされていくというお話でございまして、四十二年以降に降下——四十二年以降の計画に逐次答申の趣旨を織り込んでいくつもりでございまして、当面は大都市なりその近郊等、非常に置局の要望も強く、また、必要性も高い箇所がまだ千カ所ぐらゐるというので、四十一年度におきましては、従来どおりにやっておりますけれども、逐次審議会の答申の趣旨を織り込んでいくということにしているわけでございまして、なお、郵政審議会の中で、たとえば、ずっと辺陞の地域のサービスがコストと比べて過剰だから、これをもう少し切り下げてほしいのじゃないかといううような意見が相当出ましたのにつきましては、これは料金値上げと同時に切り下げるといふことは、なかなか国営の事業としてやりにくい、また、やるべきでないのではなからうかといううな議論も省側からいたしたりいたしました。そういう面につきましては、たてまえとしては、現状維持ということでは、たてまえとして、現状維持というところでまゐっております。経費の節約——料金値上げの幅を、経費を詰めることによつて少なくするということは非常に限度がございまして、あまりできませんので、いろいろしました結果二九・五〇という出ました答申を五年間で二八・八〇といううなところがかなりいいばいいばいいというところであつたわけでござい

ます。それから新聞につきましては、お説のように、答申のほうはもう少し高い料金というものをを出しておりますが、これは全体といたしまして、従来からの新聞の文化的意義並びに負担者が購読者であるということ、日刊紙につきましては、毎日毎日の料金で日刊等に比べてかなり負担も多くなるといううなことが考慮されたものと、昨日も当委員会でも申し上げましたのですが、二十六年以来の値上げ幅が、今度五割にいたしまして、

なおかつ二十六年からの三倍、昭和三十五年ごろから見ますと三倍にもなるということなども、あわせて考慮いたしまして、答申の趣旨そのものは省として十分尊重しつつも、いままでの経過等からいたしまして、三円ということにとどめたわけでございます。その他、農産物種苗等、答申の趣旨に沿つて検討いたしました結果、なお四種の低料金にとどめるべきであるといううな結論になりましたのもございまして、結局、郵便書簡が答申で十二円でありましたのを十五円、また、書留、速達の料金がそれぞれ答申では五十円、四十円でございましたのを、六十円、五十円にいたし、そういうことで答申より安くなりました。料金——申しお忘れましたが、書籍小包も相当答申の線よりも安くなつております。そういうものをまかなうために、郵便書簡、書留、速達料金、そういうものを高くするといううことで、全体のバランスをとつた次第でございまして。

○永岡光治君 どうも新聞新聞と言いますと、何か目のかたきにして言つておるのではないのか、何かが、そういう意味で言つておるのではないのか、何かが、文化の使命を持つ新聞の使命というものは私ともわかります。いまの答申の中に、ことばを高くすれば、配達を受ける購読料が高くなるという考え方、この際私は、郵政当局がもしそういう考え方であるとするならば、変えてもらわなければなりません。それは当然新聞社全体で、全体の、これこそ郵政当局がよく言われる総合原価主義と申しますか、そういうもので考えてあげませんと、郵便新聞配達の量が多いわけですから、つまり、新聞社がみずからの手によつて、配達員によつて配達している購読料金そのこともやっぱあるわけでありまして、これは総合的に見て、単に料金を値上げするから、ごく限られた地方のものだとか、あるいは、その他だけが負担するということに、これは実を申しますと、経営でいへばテレビ会社を兼業している会社も新聞社によくありますし、総合的にこれは考え

てみませんと、単にそれだけにこだわられると、私は正鵠を失するのではないかと思つてますので、この点はひとつ十分御考慮をいただきたいと思つておりますが、特に私は辺地に於ける、地方における場合の比較であります、それだけの文化的な使命を持つ新聞の配達をしていく郵便外務員、特にへんぴなところで請負集配という形で、ほとんどたいした給料ももらつていない、普通の職員よりは請負という名のみに低い給料で、給料というか、請負料というか、それで仕事をしてくれる方々、これを考えますと、これだけの重いものを、しかも、山の中の辺地に配達をしてあげると、その料金はたいした大幅な値上げもしてない、わずか一円だ。自分たち配達をするその人は請負集配人で給料も低い。新聞社の配達員の諸君に比べてずっと低いでしょう。そういう立場を考えますと、これはこれと直接関連があるわけじゃありませんけれども、派生の起る問題として、この際、そういう方々の処遇の改善といううのも十分考えてやるべきだと思つてますが、その点

はどのように考えておりますか。
○政府委員(長田裕二君) 辺地で請負配達をしてくれている人たちの処遇につきましては、お話のように、かなり低いような事情もございましたが、最近数年間相当その面には努力をいたしまして、四十年現在で平均二万八千円程度の請負料になつております。四十一年度の予算におきましても、約一五〇の値上げを実現することができておりますので、これも年度内になるべく早い機会に実行に移してまいりたい。なお、その他請負料だけではなしに、それ以外の健康診断とか、あるいは公務災害とか、そういう面などにつきましても、過去数年間の間にかなりの改善がなされていくといううな事情でございまして、今後とも私ども、お話のような点につきましては、相当気をつけてまいりつてまいります。
○永岡光治君 いまの請負集配の話に触れましたので、この際、この点だけについて善処を要望しなければならぬと思つておりますが、数次の改

定をいたしましたも二万八千円、これは平均だろうと私は思いますね。おそらく一万円以下の者もあるかもしれません。しかも、これは普通の正規の職員と違っていて、手当その他についてもたしかない。あつてもそれほど率は出されてないと思います。つまり、一般職員が期末手当で二カ月なり三カ月というものがきまれば、それだけやるといふことになっていないと私は思うのです。間違つていたら訂正いたします。これはひとつぜひ再考していただいて、もともとこの問題が請負に切りかえられるときの事情というのが、人員整理というものが法律で通りましたために、定員法が国会を通過いたしましたために、やむなくひとつやめてくれと、事情がもとに戻れば、つまり、増員、定員法の改正があるならば優先的に戻そうという約束のもとに、この問題が請負集配に変更されたいきさつがあるわけです。ですから、できるだけ正規の職員に返すということ、それから、いまの金額につきましても、これは私は十分でないと思うのです。今日数次の改定で平均二万八千円、これはいまの郵政職員の給与と比較いたしますけれども、あるいは新聞がだいぶたくさん配達されるわけでありまして、新聞の職員の給料と比較いたしますと、私は低い金額だと思ひますので、早急にこの点の問題については、改善方を取り計らつてもらいたいと思ひますが、いまのお話によりまして、新年度においてはこの問題の解決をはかるという方針のように承りましたが、そのように理解をしてよろしいのでしょうか。もう少し見通しのある答弁をしていただきたいと思ひわけでありまして。

○政府委員(長田裕二君) 四十一年度の予算に計上されました一五%の増額は早急に実行に移してまいりたいというふうに考えております。

なお、本務化の問題のお話がございましたが、勤務時間も相当本務者と同じぐらいの勤務時間になる計算になる。郵便物数も相当多く、また、郵便局からじかに出発できるような地域等につきましては、これまた、過去何年間か、あまり多い数

ではございせんが、本務化もしているような状態でございます。請負集配の方々の処遇につきましては、先ほども申し上げましたが、今後ともさらにいろいろの面につきましても、その改善に努力は続けていくつもりでございます。

○永岡光治君 次の質問に移りますが、郵政事業は受け身の事業だという話を昨日も答弁の中にしておりましたが、できるだけ取り扱ひ量をふやしませんと収入があがつてこないというところは、これは理の当然であります。受け身のこの事業が、企業努力をしてこれをふやしていくというのであります。その点を私もこの際、明確にしたい。ただききたいと思うんであります。郵便をたくさん出してくださいという宣伝をやるのか。そういうことはまさかやらないだろうと思ふんであります。が、どういう努力をされるものでありますか。それ、その点もこの際、明確にしたいと思ひます。

○国務大臣(郵船一君) 確かに企業努力ということとで生み出すことの、まことに何と申しますか、余地が比較的少ないほうの企業であります。私もそう思ひます。そして、いま御指摘になりました。確かに物をふやしてまいらなければならぬ。これは先ほど御指摘にもありました。郵政審議会では三・五%を出される理由に、各国の先進国の郵便物の伸びが大体三・五%程度で標準化してきているんじゃないか、こういう点を指摘しておられます。しかし、これは私は、アメリカはもちろん、イギリスにいたしましても、フランスその他につきましても、かなりな利用者一人当たりの数が伸びております。そこまですりましますなら、なるほど三・五%というめどになるかもしれない。しかしながら、私はいまの、なるほど九十六億通という多数を扱つてはおりますけれども、国民一人当たりとしては、どうしても、ことに第一種の伸びというものは、先進国の模倣を見ましても、もっと伸びていっていいはずだと思ひ

ます。しかし、これにはやはり国民の信頼と申します。か、送達速度の安定ということが必要だと思ひます。

それと一つ、郵便というものが、ことに第一種の場合には、国民全体の文化的な経済的な水準というものとやはりつり合つたものの考え方、そういういたしませんと、私は、戦後二十年たちました今日というものは、日本はアメリカがどうだ、イギリスがどうだと言います前に、もっと伸び幅の強い伸び方をしたいいい時期に入つてゐるんだと私は思ふんでございます。そうしますと、それをお願いすると言ひます。そのことを端的にお願ひしてもどうできるというわけじゃない。私、私はいまも、私どもは企業努力というものは、どうしても送達速度の安定ということじゃないだろうか。そういたしますと、やはり航空機をどういたしますと、なるほど遠距離に航空機を、一種、二種に使ひますということ、私は、私は必要だと思ひますけれども、それはごく遠距離の、一つの、こういうこともいたしますという国民へのお約束なり、サービスなりでありますけれども、中距離についてはかくかくである、近距離については、ことに何と申しましても、自動車専用便の増強というやうなことだと思ひます。そうしたことで送達速度を高めていく。そうして、ごく難なもの言ひ方でございすけれども、送達速度を安定することによって利用の増加をはかつてまいる、物数の伸びを確保してまいるということが企業努力の一つ。

それからもう一つは、やはりことに経費の面で、これは組合の方とお話し合ひをしておりますときも、自分たちも機械化というのを決して反対してゐるのじゃないとおっしゃる。私は、ことに局内の作業の機械化ということ、組合の皆さんの利益と、従業員の皆さんとも一致することと思ひます。そのやうな、ことに局内作業の機械化という点は、したがひまして、おのずからそれはまた大型の局とか、それから全体の局の数の中では限られたものになってまいります。しかしなが

ら、そういうところでは、またそれによる合理化の余地のあるところがございますから、そうしたところに機械化という面が作業の面で起つてくるのではないだろうか。そうすると、そこに経費の面でも、また能率の面でも、企業努力というものがあらわれてくるのじゃないだろうか。非常に大づかみな言ひ方でございしますが、私は、郵便の物をふやしますこと、機械化と申しましても、これは私なぞがこう拝見し、また、計画を聞いております。その機械は比較的素朴な機械ではあります。しかしながら、それはできる限度であります。ただ、私は少しよいことを申すやうであります。いままで機械化、機械化といながら、どうも見本みたいなものをこしらえるけれども、機械化への努力というものは、率直に私ども郵政部内を反省いたしましても、あまり十分でなかった。これは大急ぎで実用化できる機械化というものを急いでいくということで、機械化の限度の能力というものをためしてみたい。企業努力は、ごく大づかみではございますが、私はその二つの面から考えていきたいと思ひます。

○永岡光治君 いまお話のありました、この郵便に対する信頼を高めることによって需要を増していくという方針だというのがその一つに含まれておりますが、それはそうだと思ひます。特にいま、昨日も指摘ありましたが、やはり速度の問題よりは、確実に、正確に郵便が配達されるというところが、いまこの段階で一番国民が望んでおる私は要請だと思ひます。特に料金改定という、この事態に立ち至つての国民の期待というものは、一にかかつてこの問題が一番大きな問題であらうと私は考えております。これは正確に、確実に、いつ出したものはいつどこには必ず着くというところが事実の上に証明されるのであります。ば、もっと早いものには電報もありましようし、それからさらに早いものには電話もあるわけでありまして、おのずから通信の郵便に対する需要というものが明確になってくると思ふのであります。その正確という点についてどのように実

は考えておるのかですね、これは私は一番大切な問題だと思ひますが、料金改定を提案されました所管の大臣としては、この機会を通じて、国民に明確に私はお約束をする必要があるのではないかと思ひますが、いかがな所見でありましようか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(都祐一君) また余談を少し申し上げるようで、お許しを願ひたいのでありますが、いま永岡さんのおっしゃいました送達速度の安定、確實な送達、これはこの春、一月でござりますか、イギリスの郵政大臣のペンというのが参ります、これはイギリスの郵便事業でも、やはりもっと物をふやしていただくことが一つなのであります。だからというて、これは決して——これは外国人の言うことでござりますから、それで郵政部内をおしかりを受けないようにお願いしたいのですが、日本を方々見せましたときに、機械化の点だけは、京都の局に行つてみたが、あれを機械化と言つていらっしゃるかと——そうまで申しません、イギリス人ですら丁寧なことを使つておりましたが、ですから、機械化のほうは自分の国のほうが進んでいるぞ。同時に、NHKの放送の、代々木のセンターなどを見ましても、この進み方には非常に驚いた。それで私はつくづく感じたのですが、どの国でも、郵便については送達努力というものを、どの国がより早く確實にするかというところだと思ひます。私も国民の前に送達速度の安定、確實な送達をお約束するのは、一つは、やはりこの料金の値上げをお願いしたときに、これはすでに私申ししておることであります、郵政の従業員全体が、とにかく、いままでやり切れなかったのを、料金値上げをしたぞという気持ちじゃなくて、これは国民に対する責任を一つの出発点——それを何であらわすか。一つは、職場規律の厳正な精神からあらわしていこうじゃないか。それから一つは、やはりここまでにかく落ちついてまいった状態をどうやったら保つていけるだろう。それで、それを見ますと、今度大都市周辺というところでなかなかいまむずかしい

事態が起こつておると思ひます。しかも、郵便の遅配等がありますような場合には、私はどこのがそうでしたかというところをいつも私におっしゃるたびに聞くのであります。そうすると、ほとんど局がきまつておる。どことどの間というものがほとんど定型化してまいつております。そうすると、いま申しました職場規律の問題が一つはございまいしょうけれども、一つはやはり要員の配置等についてもっと考えなければいけないところがあると思ひます。したがって、大都市周辺のことに確かに毎日居住者のふえてくるようなところでは、普通のいくつになれて人間を回すぐらいいじや済まないで、どうしても要員をそこに重点的に配置をいたすというところ、また車両その他の充実というところもございまいしょう。そうしてそれそれのところに、大都市周辺は大都市周辺なりに、それに応じた人的、物的な用意をいたしていただく、こうしたことによつて送達速度を安定させてまいりたいと思つております。

○永岡光治君 職場規律の確立の問題を触れております。これも抽象的な表現としてはけっこうだと思ひますが、そのことが、何と申しますか、しつたにたぎというふうなことになるのは、これは非常に危険でありまして、職場環境なり、要員事情なり、つまりそれを整備いたしまして働きやすい環境をつくる、このことがやっぱ一番大切だと思ふのであります。そういう意味で、これは関連をするわけでありまして、私は最近の郵政事業を地方に参りまして拝見するわけでありまして、どうも事業部門のサービスというものが前面に出ておりません。郵便事業、貯金事業、保険事業というものが一番大切なんだ、それに従事する課長なり中間管理者というものが非常に大切な役割を演じているんだという印象が、実は私は残念ながら受け取れないんです。むしろ、昨日もお話あったかと思ひますが、組合の切りくずしをやつてみたり、あるいは弾圧をやつてみたり、そういうことばかりに終始しておつて、労務対策というものがその事業のずっと前に出てしまつて、

事業がはばらかされておるという不幸な事態を見かけるのが実は多いのですが、これではいけないと思ふのです。もう少し人員の配置、人材の配置にいたしましても、事業の優先という、こういう姿勢をぜひ私は郵政当局は出していただきたいと思ふんです。

それから、特に管理者に言えることであります。これは郵政局段階のレベルの高いところを申し上げておるよりは、私はむしろ中間管理者のことに申し上げておるわけでありまして、往々にして、長い伝統がありましていまでもあります。たとえば町の顔役といえは郵便局長さん、町長さん、警察署長さん、校長さんといふことで従来からきた慣例もありまして、何か郵便局長になると、一つの名士になつたような考えにおちいりやすいのであります。これは公務員という観念を頭からすくつてもらいたいと思ひます。郵政事業という一つの会社の営業所長、出張所長だといふ、こういう観念に徹して、この事業サービスに専念していただきたいと、せつかつの料金の改定というものが国民にとつて非常な期待はされることになることを私は非常におそれるのであります。その管理者教育といふことが、心がまえと申しますか、その点について、事業のサービスの向上なり期待にこたえるという態勢をどうつくろうとしておいでになるのか、これもこの際私は明確にしたいだかと思ふのであります。

○国務大臣(都祐一君) お尋ねの点は、政府委員のほうから正確なことを申し上げるべきだと思ひますが、その前に私から、いま永岡さんのおっしゃつたこと、私は非常に共鳴いたします。と申しますことは、心持ちでは、腹の底では公務員としての誇りと責任とをきちんと持つ人間になつてもらいたい。これは私、そういう若い職員には、また郵政大学の専門課程の諸君にも同じようなことを言つたのですが、精神はそう思つてもならないと、各人の向上というものはないと思ひます。事業では、国民への最も素朴な、一番相手方の多いサービス機関なんです。それに仕事として

徹し切つてもらわなければいけないのだ、こう思ひます。したがって、おっしゃる通りに、そういう点の指導と申しますか、訓練と申しますか、ことに中間の管理者に対する省の指導のやり方がやや中途はんばつたかと思ひます。それは私も率直に反省して、もっと事業そのものが国民にだけだ、独占事業であるが、かりに競争者があつたときに、どこまで一休事業のサービスを競争に打ち勝つことができるのかという点、形勢の事業をしなければいけないという点は、非常にこもつともだと思ひます。ただ、私聞いてみますと、そのやり方がそれぞれいろいろになつておるのだと思ひますが、人事局などに聞いてみましても、なかなかよくいろいろな機会にいろいろな教養なり研究をやつておるようでありまして、ただもう一つ申し上げるならば、同じやり方をしておるけれども、焦点というものがやや散漫であつたといふことがあつたのではないだろうか。したがって、いまおっしゃることを伺ひながら、そういう点は十分共鳴し、反省もいたしたいと思ひます。

○永岡光治君 どうぞその事業面に携わる方々の心がまえというものを十分ひとつ御注意をいたしたい。そのことによつて信用を高め、そのことによつて需要もふえるのでありましよう。そのことを特に大臣に要望申し上げておきたいと思ひます。

それから同時に、職場環境とも関連いたしますが、近代化といふことがうたわれておりますが、職場内の環境をよくするための近代化もありましようし、公衆に対するサービスの面での局舎その他における近代化という問題もあるかと思ひますが、この近代化の具体的な項目ですね、どのように考えておいでになるか、これもどちらからでもけっこうであります。御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 事業の近代化ということについてはいろいろな面から考え得るかと思ひますが、私も当面、年々数億通ずつふえてまい

る、また都会の交通難なりあるいは労働力の需給難等でだんだん事業の運営がやりにくくなつていくような今後の大勢に対して、事業を生き残るべくしつかりと運営していく体制という角度から考えたいと思うわけでございますが、それにつきましても、一つは外勤面での問題でございます。外勤の職員を採用するというにつきましても、これは昨日もちよと申し上げましたが、宿舎の問題あるいは経済的な処遇の問題その他ございまして、関係の向きで相当推進をしておりますことは、先般の予算等でも御承知のとおりでございますが、さらに外勤面におきましては、一方では機動力を相当充実するというにいたしてございまして、市外地、市内地、あるいは業務の種類等によりまして、軽四輪車からスクーター等に至るまで、今後五カ年の計画をもちまして事業として最も望ましい姿にまで持っていこうと思つておるわけでございます。

なお、外勤のほうの近代化のもう一つの問題といたしましては、現在地番が非常に混乱しておりますのは、三十七年以来自治省を中心として取り進めております住居表示制度、これが整備されますと、非常に格段に配達がしやすくなる、道順組み立てがしやすくなり配達がしやすくなる、こういうことからいたしまして、郵政省でも側面から非常にこれに協力をしております。住居表示が実施されました地域について見ますと、しばらくの間は新旧住居表示、番地等がまじりまじりかたなりやりにくいわけでございますけれども、八〇%以上ぐらいつ書かれてまいりますと、今度は作業が非常に能率が上がってくるというところは、各地の実験からも申せるところでございます。外勤の面につきましても、機動化、住居表示制度の推進というところにならうかと思つております。内勤の面につきましても、先ほど大臣も申し上げましたように、特に大局につきましても、郵便物数も相当多うございまして、機械化もかなり多面的にできます。局内の搬送施設あるいは小包の自動区分機等につきましても、ほぼもう軌道に乗りまし

て、相当その実効をあげているところでございまして、さらに、大局と限らず、各郵便局につきましても、窓口の料金計器あるいは計数器等から、中での自動把束機、あるいは郵便の定形、非定形の問題に関連いたしまして、自動選別機等の実用機がもう本年度より配備され得る状態にもなつてきております。選別機、それから自動取りそろえ押印機等、まだいずれも台数は多くはございませんが、四十一年度予算におきましても、それぞれ七台か八台ぐらゐ、普通いままでの人力の数の倍の能力をあげ得る機械を配備し得るところまで参つておりますが、これらをさらに推し進めてまいりたいと思つております。そのほか郵便番号制度、一方では郵便物の規格化とからみ合わせ、他方では自動読み取り装置の開発ともからみ合わせまして、たゞいま相当準備を進めているところでございます。なお、これらの機械化等の背景といたしまして、郵便を機械に乗せやすい状態、機械にかかりやすい状態にするという趣旨も込められて、今般郵便の一種、五種を統合し、これを定形、非定形というところで、料金のきめ方におきましても定形郵便物が非常にふえてくる、全体としてやりやすくなるというような政策を取り進めておる次第でございます。

なお、ただいま申し上げましたような事柄を全般としてやりやすくしていくという意味から、郵便局舎の建設に非常に力を入れてまいりことも当然でございます。

そのほか、東京、大阪を中心としまして、全国県庁所在地との間、あるいはまた府県内、あるいは近県との間の翌日送達等をたゞいま取り進めているところでございます。

大体以上のような事柄を中心といたしまして、事業が当面いたします新しい情勢に対処してまいらうというふうに考えております。

○永岡光治君 その近代化の中の機械設備の問題と局舎整備の問題について触れてみたいと思うのでありますが、大局は比較的最近新築をされまして、外観においてはやや体面を保ち得るものが

だんだんふえておると私は思うのです。しかしながら、小局の局舎の整備というものがどうもないがしろにされているきらいがあると思つます。そういう意味では、小局の整備というものをどう考へておるのか。いろいろ大都市における地価の値上がり等の問題もあろうかと思つますが、そうでない場合でも、依然として非常に古い局舎、しかもそれが、局舎の位置等の問題もありまして、よほど尋ねてみなければ郵便局の位置もわからないというふうなところも間々ありがちであります。

したがって、私はその信頼を高めるといふことの

一環にもならうかと思つておりますが、この局舎の整備について、きわめて小局の場合はこれはやむを得ないにいたしまして、もう今日の段階では、まず本建築の場合には木造をできるだけなくしまして、これは火災予防等の問題もありま

しょう、そういうところに郵便貯金を預けるとどうもあふないではないかという感じが間々持ちがちでありますし、あすこに書留や速達を頼んだけれどもだじようぶだろかというやうな

な気も起こりがちであります。小局の局舎の整備、それもスタイルの問題もあろうと思つますが、もう少しあか抜けのした局舎をつくることはできないのかどうか。特に電電公社等は、最近非常に建築の技術も進んでおるようでありまして、りっぱなものもどんどんできておりますけれども、それに比較してどうも郵便局は貧弱だ、したがってこれをコンクリート建てにしてくれといふこ

とを要望してきても、それは予算が足りないとか

なとかいふことによつてなかなか思ふやうにいかないといふところもあるようでありまして、もうこれからの日本の建築といふものを考えた場合には、木造をやめて、これからはもうそういう木

建築は鉄筋になりまして、これからはもうそういう木

が、不燃—燃えないりっぱな局舎ですね、そう

いうものを建てる段階にきておるのではないかと

思つておりますが、その点はどう考へておるのか、

そうしてまたその局舎における近代化の年次計画

というものをもちになつておるのかどうか、当

然あるだろうと私は思うのでありますが、どのように考へておられますか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(長田裕二君) 特に小局の局舎の整備

についてのお話でございますが、特定局の局舎に

つきましては国費でつくりますもの年々百二十局

程度を予定しております。今後五年間で六百局新

築する予定でございますが、それ以外に自費新築あ

るいは互助会等第三者の手による新築といふもの

も相当予想されておりますので、今後五年間に、

特定局舎だけでも約三千二百局かと思つた

が、この程度、狭過ぎる、あるいは老朽したとい

うやうなものが、面目を一新することになるかと

考へております。なお、大都會の中の無集配局、

これがまわりの建物との対比におきまして特

にみすばらしいといふやうな、あるいは狭過ぎるとい

けでございませう。

○永岡光治君 かりに全郵便局の数が今日のく
らいあるかわかりませんが、一万六、七千はある
だろうと大ざっぱに言つてさう思うのですが、こ
れを何年計画で全部新築しようという計画を持
つておいでになるのか。

○政府委員(長田裕二君) 実は、一万六千局に余
りますものの中には、まだ建ててすぐのもござ
いますし、当分は手を加えないでも済むというも
のもございまして、特定局の中で、私ども今後五
年間に老朽、狭隘等のために手を入れなければな
らない、改築等をしなければならぬものは、先
ほど申し上げました三千数百局程度というふう
に考えておまして、それにつきまして、先ほど申
し上げました国費によりますもの六百局、それ以
外の第三者によるものあるいは局長の自営による
ものを合わせて、従来の実績等を考えますと、
今後五十年間にはばその要請は満たせるの
じゃないかというふうに考えております。もつ
も個々の特殊な事情からさういうことができない
という局もあるいは出るかと思いますが、それら
につきましては、また個別にその措置を考えてい
くことにならうかと存じます。

なお、先ほどのお話の中に、今後建てるもの
については木造をやめて不燃化あるいは本建築にす
べきではないかというお話でございしますが、私ど
も、国費新築によります相当規模の局につきま
してはさういうように持つていくべきであるとい
う観点から、予算の面につきましていろいろ用
意もいたしております。完全に満たせているわけ
ではございませんが、今後ともさういうお話のよう
な向きにつきましては努力をしてまいりたいとい
うふうに考えております。

○永岡光治君 私の申し上げているのはですね、
いまある現在の局舎の耐用年数を計算して、これ
は当然その年数がくれば建て直さなければならぬ
のでありますから、三十年がよいのか、三十五年
がよいのか、そいつは建築の質によって違ふで
ありましようが、当然私はさういう計画がなければ

ならないはずだと思ひますです。これはそう
でなければ、三千局五年間でやつたらそれでまし
まいだ、あとの一万三千局は残るわけでありま
すから、それを順を追つて改築していかなければな
らないわけでありまして、当然耐用年数を計算
をして、それに基づいて局舎というものは建てる
べきだと私は思ふのです。さういふ計画はなくて
ただ今日の段階でさしむき困つてゐるものだけに
ついて計画しているということにすぎないのかど
うなのか、これをひとつあらためてお尋ねして
おきたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 老朽という面につきま
しては、実は個々の局でいろいろ違ふわけであ
ります。四十年たつてもしつかりしているものもあ
るし、もつと短くてもいたむものもあります。私
ども一応標準としておまして、木造三十年といふこ
とを一つの基準としておきます。

なお、狭過ぎるという問題につきましては、こ
れは電話交換が移るとか移らぬとか、さういふよ
うな事情もからみ合つてゐるのですが、一人当た
りの作業面積というものを内部の基準にも持つて
おりますし、それらに基づきまして、相当、著し
く狭いというふうなものなどにつきまして、こ
の改築の対象にしてゐる次第でございませう。

○永岡光治君 それはわかりました。木造三十年
という耐用年数を、計算を頭に入れて整備してい
くということでありまして、当然それは年次計
画は出てくるはずだと思ひます。したがつて、そ
の計画でぜひ確実に推進をさしていただくよう
にお願いをして、これと関連があるわけでありま
す。この機械化の問題とまた関連を生んでまいり
ますけれども、今度の郵便法の改正によつて大改
革がなされたという感じは私は強くするわけだ
が、それは一つは何かと言へば、一番大きな問題
は、信書その他ということに分けるのでなくして、
定形、非定形という方針として分けた。この
ことは機械化を予想してのことであらうと思ひま
す。そこで、機械化の問題をまず尋ねたい
のであります。これは大局の読み取り区分別と

いうものをいま計画されておるようでありま
す。先般私が日本電氣を見学する機会を得ました
ので、その社長さんのほうにも御説明いた
したのであります。大体いつごろからこうい
うものが実用段階に入るのか、その点はさうい
うことになりましようか、これは念のためです、一
応お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 実は現在日本でも考
えております自動読み取り装置と郵便番号制度を組
み合わせたやり方は、どの国でもまだやつてお
らないところでありまして、自動読み取り等はほ
かの分野で、アメリカあたりではかの分野で機械の開
発がある程度進められておりますが、直接郵便の
自動区分ということに結びつけて深く突っ込んで
はおりません。さういふことでございまして、また自動
読み取り機そのものも、機械の読む力というものは、
識別力はだんだん進んでおりますが、今度は
書かれます番号、数字をどういふふうにかける
かという、いわば利用者の側の要素というものを
どの程度まで考へていくか。たとえば一人の
人が特別の訓練を受けなくて一般の書き方をした場
合に九千五百人分は十分読み分けたらこれとい
ふと、さういふことも安全率を高くしていくべ
きか、さういふような問題もございまして、なか
なはいま何年たつたらすぐ実用に移せるかといふこ
とは非常にむずかしいものでございませう。私ども
四十一年度、二年度、三年度あたりはそれの開発
の年ではなからうか、実用に移せるものが出る可
能性というものは四十四年度あたりからではな
からうかというふうに通考してございませう。ま
た最近委託して研究してもらつてございませ
う。ところあたりではもつと早くできさうだとい
ふようなことなどもございまして、まあ決してさ
う悲観すべきものでもないような感じがいたしま
す。これは全く新しい機械の開発のこととございま
して、いま何年というのをはつきり申し上げ切れ
ないのはたいへん遺憾でございませうけれども、何
分いま申し上げましたような事情でもございま
すので、その点ひとつ御了承願ひたいと思ひま
す。

○永岡光治君 そこで、この定形、非定形の問題
になるわけでありまして、おそろく郵便に愛着を
持つてゐる人が一様に感ずることは、信書とい
うものが他の物件と一緒にされた、これで送達を
おまかせするということになるかどうかですね。ま
あ一般の人には知らなければ別でありまして、多
少とも郵便に関心を持つ人は、何となく信書の
送達というものは歴史的に見てこの事業の発展の
主流をなした事業でありますだけに、定形非定形
に分かれましたも信書を送達についての責任ある
措置をしていただかなければならないと私は思
います。物と一緒にこれは運ばれたのじゃ、どうも
郵便というものが物になつたかという感じにな
りますと、これは感覚が違つてくると思ひます
ので、その信書の扱い方についてどういふ心がま
えでいくのか、これもひとつあわせて、この際、信
用を高めるという問題とあわせても関連する
問題でありまして、御答弁いただきたいと思ひ
ます。

○政府委員(長田裕二君) たいへんけっこうな御
意見でございませう。私どもも全く先生のた
いまいとお話と同感でございまして、郵便事業が運送事
業になり切つてしまつてはいけないという気持ち
を非常に強く持つてゐるわけでございます。運送
手段の改善等につきましては、もうある意味では
運送事業になり切つて、世間の運送事業にありま
す長所をどうして取り入れるということにしま
ければ、その使います器材、手段等につきましては勇
敢なる運送事業であつたほうがよいという感じが
いたしますが、その取り扱うものが郵便である
といふことは絶対に忘れないで、人間の魂に深く関
係する事業だといふことは忘れないといふことを
いろいろの機会に相成り合つてゐるわけござい
ます。実は、今般の法律改正におきまして、第一
種郵便物について規定をしております。第二十一
条の規定のしかたについても相当いろいろ話し合
つたわけでございますけれども、本来ですと、今般の
第二十一條の第一項第一号「筆書した書状(特定の
人にあつた通信文を筆書したもので、郵便葉書で

ないものをいう。以下同じ。を内容とするもの。——第一号に「筆書した書状を内容とするもの。」というふうになつてゐるのでございませうが、これは従来の法律にもあつたわけでございますが、新しい法律の立て方からいいますと、特にこの規定する必要はないわけでございます。郵便書簡、これは第一項の二号郵便書簡、一項の三号が「前二号に掲げるもののほか、第二号郵便物、第三号郵便物及び第四号郵便物に該当しないもの。」という規定をしてあります。郵便書簡と、それから第二号、第三号、第四号に該当しないものというふうな規定すれば、論理的には十分間に合うわけでございます。内閣の法制局との折衝などにおきまして、この一号は要らないではないかという議論がだれも出たそうでございますけれども、先生の先ほどのお話のような趣旨からいいますと、私も二十一条の一項一号に「筆書して書状を内容とするもの。」という規定はどうしても残したいという主張を強くいたしました。残したわけでございます。郵便法全体としましてはここに特に書きませんけれども、第五号事業の独占とか、あるいは信書の秘密とか、各所に信書が非常に郵便事業にとって大事だということはどうも残してあるわけでございますけれども、特にそういうような趣旨からしまして、二十一条にも残したような次第でございます。

なお、気持ちとしては、十分に信書の送達が従来と同様ある以上は確保され得るかどうかということにつきましては、昨日も御質問がございましてお答えいたしましたのですが、従来の五種、その中には約四六〇、十億近い——これは印刷書状や信書でございますが、それらも入っているわけですが、これはそのまま従来の一種とは同じ扱いを受けるわけでございます。定形、非定形の違いはございますが、印刷書状の相当の部分、正例の大部分は当然定形に入ります。結局新しい一種の定形郵便物の中に信書の九八％はほぼ入ってしまうというふうな考えられますし、これにつきましては、もういろいろな面で優先的な、

優遇的な扱いをしてあります。残りの二割ぐらいの信書で定形に入らないものというものにつきましては、これは非定形に残りますと、優先扱いということにはならないわけでございますけれども、しかしながら一方では、大切なものにつきましては、従来でも大型の一種につきましては、速達で出されるものが非常に多かった。新しい非定形の信書につきましても、おそらく相当の部分は速達で出されるものというふうな考えられますし、昨日来大臣からも申し上げておりますように、定形と非定形によつて扱い方は異ないたしますが、総体といたしまして、全体的に一種とそれ以下のものも、あるいは定形も非定形も、従来より相当よくしていくということにつきましては、万般の措置をとつてまいりつゝもでございますので、信書全般につきまして、従来同様あるいはそれ以上のサービスはできるものというふうな考えをいたしてございませう。

○永岡光治君 利用者の立場からいたしますと、定形と同じ料金の中に扱いの区別があるということとは不満であるかと私は想像いたしますが、しかし信書というものが郵便の主流をなして今日まで運営してきた歴史的な点から考えましても、これに対する扱いの態度、姿勢といひますか、それは非常に私は慎重な上にも配慮していただかなければならぬ問題だと思つております。もちろん印刷物も、今日は非常に印刷の技術が相当進んでおりますから、手で書く手紙よりも印刷の手紙がずっとふえてくるのでありましよう。したがつて、そういう点は、印刷といへども信書に相当するものであれば信書の取り扱いをしなければならぬと思ひますが、他の定形の中に入れておられるものでも信書でないものもやばりあるわけでありまうから、そういう問題については、やはり平常に運行されておるときには差しかえないだろうと思ひますが、やはりこの点については十分ひとつ心して信書というのに対する取り扱いの態度というものを考えていただかなければならぬと思ひますから、この点はいま答弁によれば慎重な態度

で臨むということでありまうから、それを信用いたしておるわけでありまうが、どうぞそのことはくれぐれもひとつ配慮していただきたい、このことをお願いしておきたいと思ひます。

それから、郵便の送達と安全度に関連してまいりますが、今日郵便の輸送機関の中にいろいろな種類があります。ありますが、通信の大切と申しますか、配送で一番重要な問題は大都市の通信だろふと思つておりますが、そういう関係から、大都市はほとんど日本郵便通運株式会社という会社によつてこれが通達されておるようでありまうが、しかし私は、国民として、新幹線もできた、非常にスピード感というのが強くなつてきた、それから飛行機というものがあつて、電話の普及も非常に徹底してきつたという段階になりまうと、片やスピードもあつて、しかも鉄道輸送に委託する部分が、だんだんスピードをとつとぶ輸送機関として、郵便がそでにされると申しますか、排除される傾向にあるというふうな、将来もずっと続く運命だろうと私は思つておりますが、そうであるとするならば、郵政自体でそういう通達機関、輸送機関というのを確保する必要があるのではないかと。昨日も質問がございましたが、道路の整備もだんだん進んでいくのだから、ひとつ自動車というものも考えたかどうかということでありまうが、私は郵政独自で輸送機関を、事業者によつて輸送機関を、北は北海道から南は鹿児島まで持つという計画をして、近い将来それを完成する段階に進みつとあると私は判断しておるわけでありまうが、この考え方については郵政当局はどのようになつておられるのか、お伺ひしたいと思ひます。自主的な、自分で持つ輸送機関でありまうから、郵政独自の輸送機関ということになりまうと、経営形態にいろいろあるでありまうが、そういうことになるとすれば、自然正確という問題もこれによつて相当カバーできる問題もあろうと思ひますが、そういう全国一本にした輸送機関を持つ、鉄道便にたよるものができるだけこれから排除していく、そういう考えについて郵政

当局はどういう展望を持っておいでになるのかお尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 鉄道輸送の近代化に関連いたしまして、郵便の輸送がだんだん鉄道の面からはずされてくるというお話は、国鉄側が意識しておるわけではございませうけれども、自然に確かにお話のようになる傾向はございませう。旅客列車に郵便や手荷物、小荷物をだんだん積まなくなつてくるというふうなことからいひまして、また各駅停車の貨車、そういうものもおそらくだんだんなくなつていくのだらうと思ひますが、そういうように郵便物をそう載せてまいるわけにはなかなかまいらぬというふうなことから、数年前からだんだん心組みはしてあるわけでありまうけれども、おそらく郵便を載せて走る列車は急行貨物が主体になつて、とまる駅も現在の急行列車の停車駅に似たようなところになるというふうにだんだんなつてまいらうかと思ひつてございまして、そういうふうになりまう場合には、その停車駅を拠点にいたしまして、現在全国で国鉄の受け渡し局が二千四百局ばかりありますが、そのうちの相当の数が鉄道受け渡しというところでなくなつてまいるわけでありまう。停車駅を拠点といたしまして、そこから自動車によつて運送をしていくというのが全国の大多数の局について行なわれる形になつてくる、数では相当多い局になつてまいらうかと思ひつてございませう。しかしながら、そういうふうになるといひましても、やはり一、二種——一種の定形及び二種等は、遠距離につきましては航空搭載を考慮しておりますけれども、それ以外のもの、一種の非定形、あるいは三種、四種の郵便小包、そういうようなものにつきましては、依然として中距離なはいし遠距離は鉄道に依存しなければならぬ。スピードの面におきましても、搭載力の面におきましても、あるいはまた料金コストの面におきましても、鉄道を主体にやはり今後相当の期間考えてまいらなければならぬのではなからうかというふうな考えです。近距離につきましては、その近

距離の範囲もだんだん進んで、道路の発達、自動車の発達によって、だんだん範囲が広まってくることは当然でございますが、近距離につきましては、自動車为主体になつてまいる——いまでも主体になつておりますが、この範囲がだんだん広まつてまいるということも、当然予想されるところでございます。先ほど申し上げましたように、中距離、遠距離につきまして、なお自動車を主体にするというところまではなかなかまいらないのではありませんかというふうに考えている次第でございます。

○永岡光治君　これは、大体、いまの段階の説明がありました。私は行く行く、交通事情等を考えてまいりますと、自然そこまでいかなければならぬということになろうかと思えます。したがって、それは航空搭載の問題も信書の送達についてありましようが、まあしかし、これはコストの問題も考えてみまさんと、問題になることであります。したがって、専用の郵便自動車を持ってコストがどのくらい比較して安くなるのか、あるいは高くなるのか、比較検討してみなければわからぬと思います。これはぜひひとつ大きな課題として御検討をいただきたいと思えます。

私がなぜそういうことを申し上げるかという
と、実は、いま日本郵便送達会社というのが全国
にありますけれども、この経営が非常に苦しく
なっていることは、もうすでに当局も十分承知で
あろうと思います。この会社には、企業努力とい
うものが、実は積極的なものがあまりないです。
もし努力ありとするならば、支出面において、つ
まり経費の節約についてどれだけするかというこ
とが、おそらく今日として残される企業努力の一
番大きなものだろうと思いますが、しかし、それ
とても、今日はもはや極限にきていると思うので
あります。この会社の経営の内容を見てまいりま
すと、配当も漸次下がっておるようです。昨年の
末期でありましたか、配当はたしか五分と私は
承っております。これではならぬのでありまし
て、今日の賃金値上げの問題もありまして、賃金

値上げの財源がない。話によりますと、職員の退職の引き当て金もこれを給与改善その他に回しておるといふ苦しい状況のようであります。あるいは固定資産を売却してその経費をつくっておるといふ状況がありますが、これでは、一番大切な都市——いま都市通信が大部分の輸送の役割りを演じているようであります、この大切な役割りを、そういう形に置いていいのかどうかということを私は非常に心配するわけであります。したがっ

て、この点を考えますともはや、この事業の性格と申しますか、体質と申しますか、再検討する段階にきておるのではないだろうか。まあ保険事業団というものができておりますが、そういう事業団をつくるぐらいであるならば、むしろこれは、政府出資によって、配当金など要らない、いうならば、かかったものだけあげましょうとか、直営と同じような形ですね、内容は、質としては。そういう形で、いくべき段階にきているのではないだろうか、こう私は思うわけです。運賃の計算の方法を承りまして、一車何キロ走ったからということで計算されているようでありますが、郵便物をいくらくたくさん積みまして、極端な話が、十個積んでも百個積んでも、一車しか走らないということなら料金は同じだという、これはコマーシャル・ベースで考えるところか、運賃の計算の方法だと私は思うのです。もちろん端的にそれだけではないでありましょうけれども、そういうのが大体主だろうと思うのでありますが、それではこの会社の成り立たないことは当然でありますので、この点はひとつ再検討の段階にきている。特殊法人がいいのか、あるいはまた、この会社をそのまま存続するとすれば、現在の運送法によって料金を認可されているようでありますが、それを郵政独自の認可でこれをきめていくという方法も一つあるでありましょうが、そういう方法によるのか、いずれにしても、今日はこのままではだめだということは、もうみな知っていることだろうと思うのであります。この点につきまして、郵政当局はどう考えておいでになるのか、

お尋ねしておきたいと思うのです。

○政府委員(長田裕二君) 郵便の自動車運送をしてきております会社が全国で六十七社でございます。そのうち日本郵便送会社が業務面では八〇%くらいを占めているわけでありまして。この日本郵便送株式会社が、経営上、現在一番経営内容もよくなつてまいりました。今後の問題について相当心配されているわけでございます。

一昨年十一月、二三・三％の貨率の引き上げが各地の各陸運局から認可されました、現にそれによっているわけでございますけれども、おそろくそれ以前におきましての累積いたしました原因等も、今日の業績があまりよくない——業務のほうは別といたしまして、経理上の成績があまりよくない大きな原因にもなっているかとも思われますが、また同時に、ただいまの御指摘のように、もう一定の、きめられた時間にきめられた距離を走るだけ、郵便が非常に多いときでも、少ないときでも、その料率は変わらないというふうなことなども、一つのいわば企業性を発揮する余地が少なくないということになりました、経営成績を上げていくことのできない大きな原因になっている。あるいはまた貨率のきめ方が、都市で地方との差を若干は見えておりますものの、基本的には同じだということからいたしまして、東京、大阪のような大都市での交通難というような事情なども十分反映されておらないというようなことなども考えられるわけでございます。貨率の改正等におきましても、運輸省の関係当局とただいま私ども打ち合わせ中でございます。そういう面の貨率が、そう遠くないうちに改正されることになると思っております。会社側も申請しているようでありますが、そう遠くないうちに貨率が改正されることになると思われまします、また他方、業務量の増大によりまして、省側から施設の拡充を会社に要請いたします際の投資資金等におきましても、最近ほとんど会社は一般の市中銀行等から借りているわけでございまして、これらにつきましては、あるいは私

10

ども、以前一回だけありましたようですが、もっと低利資金、たとえば日本開発銀行の資金、そういうようなものを会社が利用できるように、こちらも相当配慮をしてあげるといふようなことによりまして、現在支払っております相当高額の、年間おそらく一億を上回る金利を払っているのではないかと思われましても、そういう金利の負担も軽減することができるとすれば、これも経営の改善にかなり役立てるのではないか、そういうようなことも考えられるわけでございます。

その他、あるいは大都會の中で、非常に取り組みのような作業などもどんどん広げていくといふようなことを今後続けていくべきかどうか。会社としては、大きな企業体として——会社そのものはそう大きいものではございませんが、郵便の運送事業としては非常に大きいわけでありまして、大きな企業体としてやるべき業務とか、小回りのきく企業のほうがある程度有利だと思われる個所とか、そういうようなことにもさらに研究する余地もあるようにも感ぜられますし、会社におきましてもたゞいま非常に勉強しているようなところでございます。私どもも今後さらにそういう点も勉強して研究してまいりたいと思っております。

ただいま特殊法人にしたかどうかというお話でございしますが、まだ私も特殊法人にしたほうがいいかどうかということにつきましては、もう少し研究を続けてまいりまして、方向を見出したいというふうに考えております。

○永國光治君 私特殊法人というのは一つの思いつきで言ったわけですが、そういう性格のものにする、つまり郵政事業一体として運営すべきもの、そうしてまたそういう意味でめんどろを見るべきもの、したがって、料金改定が提案されておりますが、その逓送会社に対する運賃をどうするのだということも当然考えた上での料金決定もおそらくあっただろうと私は思うのであります。いずれにいたしましても、これはこのままではいけないということはお認めになっておるとお

りでありますから、早急な機会に、この公社が成り立つように、それも郵政事業と全く離れることのできない一体のものとして御検討いただきたいというのを特に要望しておきたいと思つてゐます。

そこで、最後にお尋ねと要望になるわけですが、ただいま賃率の改定について運輸省関係当局と話をしているというお話でありましたが、この問題は、今度の賃上げ問題もありまして、相当財源は窮乏であることは、これは間違いないと思つてありますから、その問題については早急に郵政当局で、その賃金もいま、俗なことで言えば、春闘で賃金の妥結も見たようでありまして、それが完全にカバーできるように、郵政当局でもひとつ特段の配慮をしつつ善処していただかなければならぬと思つてゐる、郵政省の当面の問題としては、いまだこの性格を変える、体質をどうするといったところで、早急のこの瞬間に間に合うわけではありせんので、それらの問題は将来にいたしまして、この当面を切り抜ける方法としての料率の改定について特段の配慮をいただくようお願いをし、そうしてまたその点はお約束できるのかどうか御質問をして、あと質問はたくさんありますけれども、きょうのところはこれで質問を私は終わりたいと思つてゐます。

○政府委員(長田裕二君) 先ほど申し上げましたようないろいろな事情もできるだけ考慮されまして適正な賃率が認可されますように、関係当局とも打ち合わせまして努力いたします。

○永岡光治君 終わつたわけですが、いまの当面の問題で、たとえば賃金の引き上げについて交渉して一応妥結したにしても、早くこれを処置してあげませんと間に合わないわけですが、それを支払えるように特段の措置を講じてもらわなければならない、こういうことなんです。だから、その点についてはどういう借金をさせる方法があるのか知りませんが、そういう問題と賃率が間に合えば、それでもけっこうでありまして、それも郵政当局の裏書きがあれば私はでき

ることだと思つてゐます。金融にいたしましても、先ほど開発銀行等もありましたけれども、ほんとうを言いますと、これこそ預金部の金をそのまま貸してやっても差しつかえない、郵政事業そのものでありますから。そこから借りてもけっこうなものでありますから、それも思ひつきであります。が、考えを広げまして、この急場がしのげるように特段の配慮をしていただきたい、こういうこととさせていただきますから、これを特に要望しておきたいと思つてゐます。

○理事(光村基助君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(光村基助君) 速記を始め。

○田代富士男君 ただいまお話がありましたとおりに、大臣は御都合で一時間ほどだそうでございます。いまも永岡委員より問題になっております郵便法の問題についていろいろお話がありました。きょうは皆さん方も、あすからは連休でありますし、きょう委員会をやっているのはこの委員会だけでございまして、心もそちらのほうへ向かうばかりじゃないかと思つてゐます。そういうことも心得ておりますが、だがこの郵便法は国民の焦点になっておりますし、永岡委員の申された点につきましてはできるだけ私どもダブらないようにして、そのように心得ていきたいと思つてゐますから、ひとつよろしくお願い申し上げます。

まず第一点でございますが、郵便法の第一条を見てみますと、それぞれ郵便法の根本理念とも言ふべきものが説かれてゐるわけでありまして、郵便法第一条に「なるべく安い料金で、」云々、また公平に提供しなくちゃならない、かような意味が説かれてありますけれども、この解釈の範囲はどの程度までを言うのであるか、その点をまず郵政大臣からお願いしたいと思つてゐます。

〔理事光村基助君退席、理事西村尚治君委員長席に着く〕

○国務大臣(郡祐一君) おっしゃるとおり、郵便法第一条に「あまねく、公平に提供する」——これはもう「あまねく、公平に」でありますから、当

然均一な料金が法定されることを申しております。し、郵便事業というものが「公共の福祉を増進する」ために——したがうして、確かに郵便事業というものを國が独占しておりますことは公共一の奉任であります。したがうして、そういうような考え方から、「なるべく安い料金で、」——これは非常に含蓄のあることだと思つてゐます。それで、「なるべく安い料金で、」ここに書いておられますように、一条に言うておられますようなことを果たしていくということが、郵政事業に当たります者の心しなければいけないことだと思つてゐます。したがうして、一条の中に、他の条文にも出てまいることではありますけれども、國が独占をいたし、しかも均一料金にいたし、しかもまかない得る限度におきましては「なるべく安い料金」でやる、この一条の精神というものは、どんな場合にも堅持してまいらなければならないものだと思つておられます。

○田代富士男君 そうしますと、いまもお話が出ておりました、今回の値上げ幅は二八・八%を打ち出しているわけなんです。この二八・八%は、郵便法第一条の上からはどのように見ておられるか。これが第一条の精神に沿つた上のこのような数字であるかどうか、その点につきましてひとつお願いしたいと思つてゐます。

○国務大臣(郡祐一君) 「なるべく安い料金」——この気持ちでございますので昨年の十一月二十七日政府で経済政策会議をいたしましたときも、まず打ち出したのは、料金の改定をせずに済むかどうかというのをまず検討いたしました。しかし、どうしてもこれは、後にまた御質問が出てまいらると思つてゐるけれども、ずいぶん無理をして、ある意味では郵便事業というものが、一条に言うてゐる精神のようにはたして動いてゐるかどうか、そこを疑問にしなければいけないところまで無理をしてやつてゐる。そうすると、これは国民への負担をかけることではありますけれども、料金の改定をお願いしなければいけない。そうすると、今度あとはつとめて低位に押える。こ

れは、先ほどもお尋ねがございましたが、五カ年もたせるならば三六・五%、あるいは三年でも二九・五%というような御答申が郵政審議会から事実ございました。ございましたけれども、やはり私どもは、前からどうやら低くなるか——といつて収支の計画が不安定なものをごしらえては困る、根本的な間違ひだと思つてゐますので、そうやって考えながら幾たびか試算をいたしまして、かつ今後の展望をいたしてみますと、五カ年をもたすために二八・八%あれば——これは決して楽な経理とは申せません。したがうして、企業努力を重ねなければいけませんけれども、とにかくこれなら今後五カ年間は再び料金のことをお願いするということがなしにやつていける、そういう意味合いで、「なるべく安い」という一条の趣旨に合つたものと考えております。

○田代富士男君 そうしますと、前回三十六年の値上げ率の基準はたしか一九・六%じゃなかったかと思つてゐるんですが、このときの郵政省の考え方と今回の二八・八%とおきめになられた郵政省の考え方については相通ずるところがあるか、三十六年度の値上げのときの考え方と違ふ点があるかどうか、その点をお聞かせ願ひたいと思つてゐます。

○国務大臣(郡祐一君) 三十六年の場合には、御承知のように、一種、二種に手を分けませんでした。同時に、その前後におきまして、御承知のように、ベースアップの著しい大幅なものがございました。したがうして、三十六年度におきましても、その後のもちろん事業の収支の安定ということとは考えてはおりますけれども、このたびのようには全体に手を触れて、そして御指摘がございましたように種類体系的整備というようなことは、私は郵便事業としてはある画期的な改革をいたした時期だと思つております。したがうして、三十六年の料金改定の当時の当事者が非常な苦心をいたしてくれたことはよく私も承知をいたしておりますけれども、このたびの改定のほうがより根本的な、ひとり料金だけの問題じゃなくて、郵

便の体系そのものを、あるいは近代化というよう
なことを込めまして一つの答えを出そうとして
おる、そういう違いがあるものだと考えており
ます。

○田代富士男君　そういう考えで今回は二八・
八〇という決定がなされたわけなんです、公共
料金の一環として、ほかの公共料金を見てみ
ますと、国鉄運賃が二五％、米価が八・六％、地
下鉄が二六・二％、私鉄が二〇％、このような値
上げの数字が出ておるわけなんです、今回の郵
政省の値上げは二八・八〇という、こういう大き
い数字が出ておるわけなんです、この関係であ
りますが、これがほかの物価に与える影響とい
うものはどういう関係になるのか、そういうこと
もお考えの上に二八・八〇という線が打ち出され
たのであるか、その点をお願いしたいと思います。

○国務大臣(郵務一君)　いま田代さんのおっ
しゃった点が、公共料金に手をつけますときの
一番大きい問題だろうと私は思っております。そ
で、確かに料金の値上げの幅はいまおっしゃ
たとおりでありますけれども、これは消費者物価
指数というものは、御承知のとおり、総理府の家
計費調査というものをといたしまして出して
まいります。その家計費調査では〇・一四、この
家計費調査をもとにいたしまして消費者物価指
数を出しますから、そういったしますと、こまかい
ことを申すようであります、家計費調査で出
てまいりましたものの中で、どこにも割り振りのつ
かない雑費というものを除きまして今度は配付
いたしますから、消費者物価指数はちよつと率が
高くなりますが、二八・八〇の引き上げを今度
いたしました郵便料金というものは、消費者物価
指数で見ますと〇・二という消費者物価指数の割
合を占めております。したがって、二八・八〇で
ありますと、〇・〇六という消費者物価指数へ
の影響でございます。これに對しまして、いま御
指摘のような米価、国鉄運賃等を見ますと、国
鉄運賃についてはこの影響が〇・三、それから米
価については、配給米のみを見ますと〇・五、非

配給米の価格上昇を含めたものと〇・七、そ
ういたしますと、郵便料金の〇・〇六というの
は、消費者物価指数に対する影響というのは、ま
ず私どもそれをもつて一般の物価に響かないもの
だということを申すつもりはございませんけれども、
これは御想像いたしまして、一般の家庭
が使っております郵便数は全体の二割程度、八割
程度は大企業等が用いております。こうした実情から
見まして、消費者物価指数に対する影響という
のは、〇・〇六と見ますと、毎月の消費者物価
指数の動向から見まして、これは千分の幾つか
の動き——というのは、御承知のように、毎月移
動を示しながら消費者物価指数は動いておりま
す。これは、ただいま申しますように、一万分
の幾つという動きでございます。ほとんど消費者
物価指数に影響というものはなしにやっていると
いうのではないかと。そういったしますと、一方でこ
れから五六年間の収支を見ますと同時に、まず郵
便料金そのものによる物価への影響というものを
考えないで済むだろう、こういう見当でお願いを
している次第でございます。

○田代富士男君　いま郵政大臣から丁寧に説明を
していただければ、私たちは理解できることでござ
います、問題は一般大衆の人々じゃないかと思
うのであります。だから、ここに日本全国的一般大
衆の人がいらつしゃって、いまの郵政大臣のお話
をお聞きになったら、納得される方もいらつしゃ
るかと思ひますが、そういうことが大衆には知れ
ないわけですか。だから、物価指数の問題の扱い方
においても、これは問題点があるんじゃないかと
思うわけですか。これは一つ余談であります、例
をとりますと、一番最近肉類が値上がりしてある
わけですか。そこで、物価指数の対象となるもの
は、ロースと中肉の二つの銘柄になっているわけ
です。その調査をしますと、東京都ではお肉屋
さんでロースが先月の百グラム百八十円から二百
円、中肉が百四十円から百六十円と、二十円上
がっています。ところが、一般大衆が買われる並
み肉というものは、百円から百四十円であ

る。このように一般の大衆が買肉というものは
四〇％ないし五〇％上がっているわけですか。とこ
ろが、指数としてあらわれるのはどのくらいの方
数であるかといへば、そういう肉類全部を含めま
して〇・六％の上昇を示しておる。こういう物価
指数自身の問題点があるんです。そこで、先月、
佐藤総理のもとへ主婦団体の代表の人がおいでに
なられて、まあ先年度は七・五上がったというこ
とを聞いておられるけれども、それ以上上がったとい
うんだと、私たちの家計簿はと、こう見せつけられ
たときに、それは家計簿が違っているんだと佐藤
さんが申されて、げきりんに触れたことがあるわ
けですが、まあこのようにいま家庭生活に与える
影響というものは、ほかの国鉄の場合、あるいは
米価の場合、いま数字を示していただいたとおり
の、それに比べれば低い数字になつて
いるわけですか。しかし、そういうことはわかるわ
けですが、直接一人の人がはがきなり切手を買
つた場合には、事実十円が十五円になつたり、ある
いは五円が七円になつた、そういう感じを受ける
わけですか。これが二八・八〇ということになるん
じゃないか、一体これはどうなんだ。もちろん平
均単価の二八・八〇ということになりますけれども、
一般大衆の人に理解できるように——私たち
は今の説明でわかるわけですが——そのようにす
るにはどうすればよいのか、その点の具体的な考
えがありましたらばお聞かせ願ひたいと思うの
であります。

○国務大臣(郵務一君)　いま田代さん、国民の受
ける非常に大きな感じを御指摘になつたように思
います。
(理事西村尚治君退席、理事光村善助君着席)
それで、私も消費者物価指数については、こ
れはこういう指数でありますから、非常にある程
度同じ形を踏襲しなきゃいけません。しかし、こ
らんくださいますと、現在の日本の経済指標
が、国連でとっておりまして指標と違つた指標を
とっておりするために、これはこのしぼらくの間
は、同じ従来のものと国連のものとを両方並べま

して、そうして比較をとりながら世界全体の指標
というものは同じベースで見れるようにいたしま
せん、これは予算委員会等でも伺つておりまし
ても、非常にそこでとり方によつて議論の差が
出てきております。したがって、田代さんの
おっしゃった点は、一つはその点を私ども考えな
ければいけないと思ひます。それから物価につ
いての問題、これはまことに確かに国民の受ける感
じは強いのであります。それで指数で出てまいり
ますが、一体その中で、いまも主婦連の総理に対
する御要望のお話ございましたが、生活内容が
一体向上しているかどうか。なるほど確かに肉の
値が上がつてきている。しかし同時に国民全体の
日々の生活の内容が上がつておれば、それは同じ
ような、どうも苦しさが増したような気がする
と言ひまして、内容の向上した生活を営んでおれ
ば、全体としてはそれはむしろ望ましい、望まし
いと言つては何でございますが、案じないぞと
言ひながら生活が高まつていっているという、その実態
をとらえなければいけません。したがって、
私もおっしゃいますように、今度郵便料金のこれ
は私は郵政内部でもしばしば言つていふことで、
私自身もよく、また部内の者もよくふうして
いるのであります、七月一日から料金の値上げ
をしていただきます、この場合に、端的にい
ままで十円張つていただけておつたものが、同じ
のが十五円張つていただけておりますから、そ
の場合に郵便料金の値上げの実態というものをよく
知つていただく。それから、これが七円になる
受けるのでございしますが、はがきが七円になる
が、何か二円上げるのを弁解するために紙をよく
したり、少し大きくしたりするうだが、そんな
無用なことは要らぬ。私も舟橋聖一さんのところ
に、どうしても君に会いたいということでお会い
してお話を合つたのであります、はがき大と言
えばある程度の感が出てくる。また名刺大と言
えばああいふものだ、はがき大と言えればこれなの
だと視覚が熟したものを、君らが何センチかふや

すということとは感情に合わないじゃないか、ごもつともであります、ごもつともだ。そのことはごもつともでありますけれども、この席でもしばしば議論が出ておりますが、機械化という問題がございます。それからがき、封書というものはことに国際的な動きをいたしておるものでございませう。日本だけがそのような機械にも乗らないような紙を使って、そうして国際間の規格はとにかくきめて、それにみんな合わせていこうというときに、日本だけが日本人の持っているはがき大という感じをどこまでも維持するのだと言いましても、これはむしろ世界の水準におくれていることだ。またある意味では、国際間が相互に協力をいたしまして、国際的の一つの規格で世界の各国との交流ができるようにぜひしなければいかぬこととあります。決して私どもも一種と五種を寄せたことは、郵便料金の値上げに伴うということからしたことはではない。はがきのそのような紙質の改良なり、大きさを交えましたことも、郵便料金の値上げと同じではない。しかしながら、それがすぐ生活の向上を伴っていくかというと、私のところにも各種の人々からおもしろいおたよりをいただきます。いまのはがき一ぱい通信文を書くときに、このはがき一ぱいにどうやって書くのかと苦勞しているが、郡のために広げられるそうだが、また一行か二行かよいな文句を考えなければならぬ。まことに生活を知らぬ者は愚かなことを考えるものだという御投書がございました。その限りにおいては、そういう感じをお持ちになると思ひます。お持ちになるかもしれないが、そうではない。皆さんが、非常に多くの人が外国にはがきをお出しになる、手紙をお出しになるときに、同じような形でこの国でも機械に乗せられるような、そういうことのためにいたすのでございませう。そういうことを私はもつと申し上げて、いまもここで申しておたのですが、私どももここで定形、非定形というのを申します。定形というとははわかりませう。非定形、定形にあらざるものというところが、はたして国民の間に熟していく

だろうか。規格でないものというならばまだわかりませう。そうした点ももつとくふうしなければならぬことがございませう、したがいがいまして、郵便料金の値上げというのは、数字で説明すれば消費者物価指数なりで御説明いたしますならば、統計指数としては影響のないということを説明できまして、そうでなく、一つ一つの実態がはがきが、手紙がこうなりますことは、こういう意味を持つのですということを申し上げて、そうして理解をしていただくということにこれから進めたいと思ひます。そういう点で田代さんのいまおっしゃったこと、まことに私は示唆に富んだお話を受け取ります。

○田代富士男君 いまの問題点についてはよくわかりました。

次に、料金決定の原則であります、郵政省に料金理論というものが確立されてあるのかどうか、こういう点について御説明を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(郡祐一君) 料金の基準というものはつきりすべきであるということとは、郵政審議会からも御指摘を受けております。私はこの郵便法一条の規定のほかに、それぞれの種類別に定めた基準というものができるところは、こうだと思ひます。ただ、ただいまのところ、郵便法並びに郵政事業特別会計法、両法を通して企業的な経営をいたす。企業的な経営をいたすといへば、独立採算制であり、そうして独立採算制をこういう仕事としてとていきます場合に、種別に定めてその原価に定めた金額を取りますということとは、絶えずそれに定めてものの動きをいたさなければならぬ点もございませう。しかし、それは申しまして、五割上げましたから、三十六年で上げた第三種をまたこのたび五割上げたのでありますから、その程度にとめましたけれども、第三種郵便物、特に低料扱いのものの料金は、将来もう少し上げていくべきものと思ひます。しかしながら、原価に対するものの考え方というのは、私は全体を通じて、郵便法一条の趣旨になつたような料金を

の決定をして、それは総括原価主義でそれぞれの種別について配賦をいたす、こういうことが料金決定の原則というぐあいにお考えいただきたいと思ひます。

○田代富士男君 では私はいまの御説明でまあはつきりしているような御説明であります、私もいろいろ資料を見させていたいて研究をしたわけなんです、郵政関係の料金理論というものが、私なりの考えであつたならば、これは考え違ひということもありませう、全般的にまだ決定論が出ていないのじゃないかと思ひます。

それから、いま総括原価主義という方法をとつていらつしやるわけなんです。それでいきますと、第一種、第二種、第三種、いろいろあるわけなんです、そういう点での費用という面につきます、これはあつても出てくると思ひますが、さまざま条件あるいはいままでの経緯等がありまして、一がいにかかない面もあるかと思ひますけれども、まあ今回は画期的な今回の改正である関係で、郵便法のたゞいま御説明いただきました第一條の「公平に提供することによつて、公共の福祉を増進する」とありますけれども、そういう点で、料金決定の原則がはつきりしていないとすれば、この解釈というものはどういう意味になつていくのかということ、私は理解に苦しんでゐるわけなんです、その点の御説明で、もつとこうでありますけれども、もうちょっと具体的に御説明を願へたらと思ひます、お願ひいたします。

○国務大臣(郡祐一君) これは後ほど政府委員のほうからこまかく申し上げたいと思ひます、が、現業部門の経費が幾らだとか、窓口事務の経費が幾らだとか、配達事務費については幾らだとか、こういうふうな作業の種類別に分けまして、そうしてそれぞれの作業に要した延べ勤務時間の比率を基礎として置いていく。そして、こうして分けられたそれぞれについて、今度は書状にどう、はがきにどうというぐあいに、配賦してまいります、そして、今度は書状、はがきという

ような郵便物の種類ごとに、一体、容積がどれくらいかとか、手数がどれくらいかとか、取り扱い物件がどうか、こういうことで比率化して分計してまいっております。私はその限度においては、そのようなやり方以外に、郵便のよいうな比較的素朴な事業については、出てまいらないのじゃないかと思ひます。しかし、それ以上に今度は、それでは特にこのたびの一種十五円ということにいたしましたその十五円というものについてきめまる場合に、もつとはつきりした基準というものが出てくるならば、私は、それは望ましいことだと思ひます。現在の原価計算のやり方につきましても、私はいまも正しいやり方をしていると思ひますけれども、これについてのさらに検討はあつてよろしいものだと思ひます。

○田代富士男君 まあ、いま一応の御説明をいただきましたけれども、総括原価主義をとつていらつしやる関係上、いろいろな情勢に押されて、それぞれの料金というものが手直しされるわけなんです、その場合に、圧力の強いところ、そういうような場合にもつと上げなくちゃならない、そういう見方もされると思ひますけれども、その反面、今度は圧力の弱いところは割り高となつてくる、こういう今回の姿も一部見えてくるのじゃないかと思ひます。それで、今回の郵便法の改正にあたりまして、大衆が主体になつておるのか、企業体を主体として、そちらのほうにウェイトをかけた上の料金であるか、その点も理解に苦しむ場面があるわけなんです。そういう点につきまして、郵政大臣からのお考えをお聞きたいと思ひます。

○国務大臣(郡祐一君) 私はその点は、郵便事業というものにつきましては、どこまでも眼目に置いておりますのは、大衆であります。おそらくこれくらい国民の皆さんがお使いくださる、少しづつであつても、はがきを出さない人間、手紙を書かない人間はないのであります。もうめどは大衆そのものであります。ただ、あるいは御指摘になりました点、第三種郵便物の低料扱いの問題に

なると思います。それで、第三種郵便物の低料扱いの問題、これについては新聞社が主じゃないか、そうすると、大新聞の刊行物は低料に扱うために、現に赤字が出ておるのじゃないかという御議論が出てくるかと思ひます。しかし私もはむしろこう考へておられます。新聞を低料扱いにいたしました、届けます場合に、これは先ほどもお話が出ておりましたが、現在は確かに購読者の負担になっております。そして、かつそういうところでは、これは一つの面では、私は郵便配達なざる方からかういふお話を承ります。新聞を一通持つていくために、非常な労力と体力を使つて、そして届けていたのだ、しかしながら同時に、それを届けていたのだ、受けるほうの側というのは、とにかくその新聞ということによって社会とのつながりを持つてゐる方でありまして。そうした方に、現に御本人が負担になっております、これはあるいは世論を喚起して、そうじゃなくて新聞社自身が負担するようにしたらいいじゃないかという議論もあらうかと思ひます。そうなれば、またものは別かと思ひます。いまのところは、購読者の負担になるといたしますならば、かつ、二十六年でも第三種低料扱いを上げた、三十六年も上げた、今日も上げる、そうするとある程度値上げの幅というのは、一挙にどうするということとは、私はまた無理なものじゃないか。したがひまして、第三種郵便物の低料扱いについて、少なくとも直接経費をまかなうぐらひは取つたらどうかという郵政審議会の御意見に、やがてそこに近づいていかなければならぬものかと思ひますので、まずその程度にとどめました。ほかのものにつきましては、私は、第四種郵便物を今度、実は少しその形の上からいうとも厄介な第四種郵便物をやるわけにいかぬかと思ひましたが、これは業務者のということもございまして、うけれども、やはり郵便というものの、一般大衆が利用しておられる程度、これから申しますと、これは急激に改革をいたしますよりも、徐々に改めいくべきものじゃないだろうか。したがひまして、ある程度画期的

な改正をしたいということを考へながら、一種、五種の統合などは、あるいはちょっと当座の間はよほど国民の皆さんに御理解をいただくなければならぬことかと思ひますので、料金の点については、やや現状に即しながらいたしておつた。しかし考へるところは、どこまでも大衆の生活ということを一歩頭に置いてまいつたつもりでございます。

○田代富士男君 あとで具体的にお聞きしようと思つたのですが、時間的に制限がありますから、これからあらためて、第三種の問題が出ましたから、それに関連してお聞きいたしますけれども、この五十六億の赤字は、もちろん人件費等も含まれておりますけれども、第三種の郵便物のための赤字ということも、一つの原因になっておるのじゃないかと思ふわけなんです。そういうところから、今回の問題が起きてきておる。私が申すのは、大企業優先という点も、いま申しました点はどういうことかと申しますと、第一種の郵便物または第二種は、一時に三千通を府県別に区分して出された場合には、合計額の百分の十以内の範囲内で料金を減額して利用者の御協力に報いていくという、この点がございまして、これをちよつと計算してみますと、三千通のはがきを出した場合と二千通のはがきを出した場合、その経営者としての出費は、それは金額は違ひますけれども、どういう関係になるかというところを出してみますと、三千通の場合、たとえば百分の十の値引きのあった場合と仮定しますと、これが大体一万八千九百円になるのじゃないかと思ふわけなんです。そうしますと、従来も三千通ほどまれば値引きということも考へていただいていた場合に、はがきの場合は一萬五千円、そうしますと、その差額というものは三千九百円の差額が出てくるわけなんです。ところが今回は、二千部の場合、そのうちの百分の十以内の範囲での料金の減額というものはなされないわけなんです。そうしますと一万四千円、従来の五円単価でいきますと一万円、その

の差額は四千円という数字が出てきているわけなんです。そうしますと、三千部出した会社というものは三千九百円の差額、二千部の会社は四千円、こういう数字が出てきているわけなんです。これを従来支出していた金額に對しての数字は、三千部出したところの会社は従来の二六〇の支出増になっているわけなんです。二千部出しているところの会社というものは、従来のお金よりも四〇〇の支出増になっているわけなんです。こういう一つの例でありますけれども、数字が出てい

るわけなんです。同じようなことが手紙をやつてみますと、手紙の場合も大体いま申し上げましたとおり、三千部出したほうの会社というものは差額が一万五百円、二千部出した会社は一万円、そのパーセントを出しますと、三千部出した会社は従来の三五〇増、二千部の場合は五〇〇増、こういう数字が出てくるわけなんです。それで三千部、二千部とそういう第一種、第二種出されるところは、定刊物も出していることは間違ひありません。そうしますと、定期刊行物を出し、手紙で案内状を出す、そういうようなことをやつていて、定刊物と手紙、はがき等、これをまた合わせて出してみますと、いろいろいまの計算でいきますと、定刊物と手紙を出した場合、三千部出たほうは三七・五、二千部出たほうは五〇〇。それから定刊と手紙はがきを扱った会社が、三千部の場合は三一〇、二千部の場合は四四〇。このように、数字の上の一例でありますけれども、出ているわけなんです。そうしますと、今回の改定では二千九百九十九部では百分の十以内の範囲の料金を減額する、これに適用されないわけなんです。そうしますと、三千部以上のそういうものを出すというところは、大企業でなくちゃできないわけなんです。そうすると、中小企業の人が出され

るわけなんです。いままでよりも、このように大企業の人々が出すよりも一割も一割五分も——これが二回三回と繰り返していくならば、金額にするならば、国家予算から考へるならば微々たる金額じゃないかとそのように上から見たら微々たる金額であります、今度は下のほうから見ると、こういふ金額がたい金額が出てい

るわけなんです。〔理事光村基助君退席、委員長着席〕
そういう点から、私は今回の恩典も大企業優先という面も一つ出てくるのじゃないかと思ふわけなんです。そういう点についてはどういふお考へでございませうか。
○国務大臣(郡祐一君) ただいまの点は、先ほどもちよつとお尋ねがございましたが、一種、五種を統合する、そうすると、今度新しい一種がかなりの分量になります。その分量をさばいてまいりますために、差し出し人の御協力が得られる。そして、差し出し人の御協力によって郵便物全体が円滑に送達できますならば、それは結局、その方々のために御便宜をはかるということよりも、信書を受けます国民の皆様全体への送達速度が安定することができ、そういう見地から部数と扱い方をきめたわけなんです。したがひまして、そういう方の優遇をいたすというつもりではないのであります。いま御指摘になりました、三千部、二千部によりましての差の点は、ひとつ郵務局長のほうからお答えさせます。
○政府委員(長田裕二君) 確かにお説のように、三千通と二千通というものを比較いたしました、三千通で二割の割引、二千通は全然ないということになりますと、支払う料金の率につきましては、三千通のほうが非常に割安で二千通のほうが割高だということになるわけでありまして、支払います料金のほかに、一割の割引をいたしますについては、相当のこまかな区分等を要請いたします。あるいはまた、差し出し時間等も、局の比較のあいてゐるときに出していただきたいとか、そういうようなことと重なりましてそうするわけでございます。大臣がただいま申し上げましたように、一方では全体がよくなり、同時にそのために相当自分が犠牲を払つてゐるということでもございまして、決して大口差し出し者優遇という趣旨ではございませんで、そういうもの

から受けます。全体の大事な通信の被害と申しますか、混乱というものを防ぐというのが、もっぱらの趣旨でございます。

なお、じゃ三千通にしないでもう少し低い水準にしたかどうかということでございますが、あるいはまた、もう少し機動的な扱いができるようにしたらどうかということでございますが、通数があまり小さくなりまして、たとえば府県ごとの区分をしていただきますと、ある県では一通とか二通とかとなりますと、これは実は分けてもらってもそのままでやれませんか、効果があらがないということになります。府県区分とかあるいは東京都などにつきましては、各行政区ごとの区分を要請いたしますので、そこらの各区についてある程度効果のある協力というのを考えますと、どうしても三千通ぐらいになるわけでございます。しかし、場合によれば、もっと地域的に集中して出されるといふものについては、もっと少ない通数でも効果があるわけでありますけれども、実はこれは料金自体の問題になるので、あまり省令とか政令とかで規定すべきものではなくて、法律自体で書くべきものだというような、こういう法制局の意見等もございまして、私どもも一種、二種等の基本的なものの料金に関する点もございまして、法律で書かざるを得ない。としますと、あまりに機動的な扱いもできかねるという実情であつたわけでございます。

○田代富士男君 いまの問題に関連してでございますが、いまの三種の問題がいろいろ焦点になつております、一種は大量のわかれに密着した扱い物であるわけですが、そこでいま申すところ、三種の問題をもつと検討しまして、たとえば、今回は速達の問題につきましても、従来は均一化されてきたのが重さによって、重量によって格差が出てきております、料金等におきまして……そのくらいまで検討されておるならば、今回は一種、二種の料金は据え置きにして、第三種のそういう料金は、昨日の説明であります、遠距離であるために、あるいは社会文化向上のため、

めに、そういうために第三種の料金というものは、本人負担等を軽減するためにやっていると申すことでありますが、これが本人負担の部分もありませんが、そういうおもに第三種を利用しているのは、大企業の会社が多いわけなんです。それでありますならば、これは遠距離だけでもありません。これは近距離でもいぶん多くの部数が出ております。それで速達においても、重量の格差をつけるくらいであるならば、距離によって値段の格差をつける、そうして、そういう面におきまして、前回の改正でありませんけれども、今回は一種、二種は差しにおいてそちらのほうで赤字をカバーしていくというふうな考えはございませんでしょうか。その点ひとつお聞きします。

○国務大臣(郡祐一君) 速達につきましては、いままで申しておりますように、一種、二種を、一種の定形と二種を航空機で送達をいたします。今度速達は当然そうしますと、一種の非定形などでも速達が出てまいります。そういたしますと、非定形等には、相当の重さのものも出てまいります。これを今度航空機で送るといたします。そういたしますと、どうしても重量によって差異を設けまないと、それこそ、とうていお引き受けできないような航空機搭載量が出てまいります。そうしたために、どうしても一種の定形と二種を航空機で送るといたしますと、速達については重量扱いというのを考えざるを得なかつたわけでございます。

それから、そうすると、第三種については雑多なものであるから、これを距離制にしたかどうかという御意見と普通に向つたのでありますが、第三種郵便物の中で、今度距離に応じまして速達とかいうような特殊料金は別でございます。郵便法一条のあそこにはなるべく均一という思想が出てゐると思ひますが、理屈は別といたしまして、郵便のことでありますから、なるべく制度は簡単にした。一種のところでは私どもは非定形の分け方でもいぶん苦心をいたしましたのは、何らか

重量のところでは少しやこしいという感じを持ちました。したがしまして、三種をさらに重量によつて分けるということにいたしますと、取り扱ひの分量の全体から申しまして、少し複雑になりはしないだろうか、そんな点につきまして三種については、速達の上で重量別は考えなかつた次第でございます。

○田代富士男君 私が聞きしているのは、三種の重量別でなくして、距離制の問題なんです。いまのお話を聞きますと、事務上そういう分類がたいへんである、そういうことも私もわからないわけではございませんが、小包にいたしましては距離制になつてゐるわけなんです。そういうところから考えれば、今回がごく少部分の改革であるならば、次回にそういうことも検討しようということも考えられないわけではありませんが、いまさき郵政大臣が申されるのとおり、画期的な改革であります。今回の改革をおやりになるについては、郵政大臣として勇断をもつておやりになつたし、最近の郵政大臣の中では、郡さんがおやりになつた仕事が一番りっぱなかなと思つてゐるんです。それであるならば、ついでにこういうところまで検討されたならば、よりりっぱな足あとを残すことになるのじゃないかと思つて、事務的な問題で、そういうことをただ片づけるのじゃないか、それであるならば、第一種の黒字であるべき、大衆を主体としたそういうものも私は考えなくちゃならないと思ひます。そういう点につきまして、今後においてもそういうことを検討する余地は皆無であるか、あるいは今後の郵政行政上において、そういう点も検討していくべき余地があるのかないのか、その点をお聞かせ願ひたいと思つてゐます。

○国務大臣(郡祐一君) 失礼いたしました。私ほんとに、距離のことを言いながら重量のことを……これはお聞き苦しかったと思ひます。速達についてそのような振り分けをしていきます気持ちも申し上げたのでありますが、いま何かひとつ根本的な問題を考えないかというお話でございます。

した。私は率直に申しますと、今度の改正のときに、小包は政令に現在譲つております。速達と書留の料金等は、政令に譲ることができないのであろうか。法律で定めるのは一種ないし今度は四種になりましたこの種別の基本の料金だけを定めるべきでないだろうかということも考えましたが、しかし同時に、私は小包は、すでに法律が改正されて、政令に譲られておりますが、とにかく公共料金全体の問題の多いとき、したがしまして一般の郵便料金と速達、書留とは違ひますけれども、やはり特殊扱いの料金についても、この際法律からはずすという法律をお願いすることはいかげんか。私はしたがってその点には手をつけないのであります。したがしまして、今後一つの問題は、定形、非定形という分け方で、五種を一種に持つてまいりました。これが一体どういう形で国民が御利用くださるか。非定形というものが、料金の関係等で次第に定形化している傾向があるけれども、それが一体どの程度のスピードで、どのくらいの定形化ができるであろうか。そうすると、非定形の中でも、おのづからいろいろな区分ができてゐるのではなからうか、そうした点のこれから動向を見たいという問題がございまして、それから御指摘になりました第三種低料扱いの料金の問題というのがございまして、ただ先ほど田代さんが御指摘になりましたように、料金の均一性をとつており、郵便の便利であるという点は、ポストにはより込みますれば、日本全国どこへでも届けてくれるのだという郵便の特質、これはあのポストを通じての国民へのサービスという点が、非常に基本的にできていると思ひます。そういたしますと、このポストにはより込むときに、より込みます方が判断に苦しむような料金、目方は、これは大体切手を買ふときにははかつてもらおうと思へばはかれますが、距離という点等については、これは投函される方が御判断がでないことですから、したがしまして、今度の新しい一種から四種については、やはり均一料金ということ、それからポストに

よってお引き受けをするという、この郵便の特質、これは堅持しなければいけないものだと思うております。したがってその以外の点では、いまも申しましたように、こういう種類体系をきめた。しかしそれがどういふぐあいに現実に利用してくださる国民の皆様は、私がいくこで申し上げておるとまた違った発展がしていくかも知れない。そういう点は十分これは大きい宿題をみずから負ったつもりで、郵政部内全体でひとつ扱ってみたいと思います。それからこの点においては、扱い方については、国民の皆様もろんでございますけれども、同時に郵便事業を扱います全従業員に、ひとつ私はいろいろとこれから経験も聞いてみなければいけない問題も残っております。そういう意味合いでは、いろいろ研究問題が今後残っておりますと考へます。

○田代富士男君 いまの郵政大臣のお話で、まあ今後研究してみたいとおっしゃいますから、そのように希望する次第であります。いまの第五種が今度なくなりまして、それが一種並びに二種に変更してくる形がとれると思ひますが、今後ですね、そのような第五種がどのような形で第一種、第二種にあらわれてくるか予想を立てていらつしやるか。またいま私の手元にあるのは、たしかこれは三十九年度の資料じゃないかと思ひますが、これでいきますと、概算で申し上げますと、第一種が大体全体の扱い物数の五分の一、それから第二種が四分の一、それから第三種が大体十分の一強、それから第五種が四分の一弱というような、こういう数字が一応出てくるわけなんです。そうしますとこの四分の一強の第五種が、この第一種、第二種にどのような形にあらわれてくるか。これは今後実行しなければならぬ問題でありまして、これはわれわれ実行しなくちゃならないと言ひますが、ある程度はいままでの第一種、第二種、それぞれのデータがあります。五年ないし十年のその上から、郵政当局としてはある程度の目測と申しますか、予算と申しますか、そういうものは立てておかなければならぬし、

幸いここに四十年から四十五年までの物数の予想等も出されておるわけなんです。現段階を中心として、現時点から将来どのような変化がなされていくものであるかどうか、また特に第三種の変動というものの対して、郵政省当局としてどのような見込みを立てていらつしやるか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(郡祐一君) 私は日本の郵便物が送達速度が安定し、かつ国民の御信頼を得るというところ、さらに国民の生活の安定に伴ひまして、一番ふえてまいるのは、私は第一種だと思ひます。これはある程度世界的な傾向を見ましても、第一種というものがふえてくるんじゃないだろうか。そういたしますと、その第一種のふえぐあひというものは、ある程度はきつというものの伸びを鈍化させていくことになるかもしれない。そうして、あるいは外国におきますように、給はがきの利用が非常にふえて、現在あるような官製のはがきというものは、ある程度利用者が伸びが弱まってくるんじゃないだろうか。そういたしますと、四種のようなものは非常に特殊な盲人のお使いになる点字のものでありますとか、通信教育でありますとか、そういうものになってくるのじゃないだろうか。ただその中で、一種の信書に当たりますものは、筆書の信書に当たりますものの伸びは、これは国民の生活の伸びとともに伸びてまいらる。一番問題になりますのは、やはり今度の非定形の部分だと思ひます。これも私はいろいろいろいろなコミュニケーションの手段と申しますか、そうした国民のいろいろな生活の手段として、非定形の部分も先ほど申しましたように非定形がある程度形が整ひながら、非定形もふえていくのであらうと、そういう将来の見通しは持っておりますが、さしあつてのところ、一体何がどのくらい減り、そうして何がふえていくかというようなことは、このたびの、今後五カ年間の目途をつけまする場合にも、郵政省において十分推定をいたしておりますから、それはひとつ郵務局長のほうからお聞きいただきたいと思ひます。

○委員長(田中一君) 速記をとめて。

○委員長(田中一君) 速記をつけて。

○政府委員(長田裕二君) 今後五年間の郵便物数の動向につきましては、総体といたしましては昭和四十一年度は、これは予算できまつた数字でございまして、前年度の予測物数に比しまして五・三%ふえるというのを一応考へまして、利用減一億五千九百万通として算出したもので、それから四十二年度におきましては、この一億五千九百万通の利用減はもとに戻るといふこと、前年度、昭和四十一年度と比べて四%増加するといふ見込みを立てました。四十三年度は、前年比四・五%増、四十四年度は五%、四十五年度は五・五%増といふふうに、郵便物数を見込んだわけでございます。その中で五種はどうなるかというお話でございまして、四十一年度におきまして見込みました五種の動向は、その五種のうち二百五十八万通は學術雑誌でありまして、今度新しく設けます第四種、學術雑誌のほうに移る、それから九百七十五万通はこれは書籍でありまして、これが書籍小包、新しくこれも設けました制度で、料金もかなり安くなつておりますが、書籍小包に移る残りはあげて一種に一本になる、今度はその一種に移りましたもの――従来の一種と従来の五種が合わさりました、新しい一種になつたわけでございますが、その一種の中で料金の関係等からしまして約三億通前後は、現在非定形であるものが定形化されるのではないかと、約五千万通足らずのものは重量も相当軽くなる、非定形といふことと別個に低量化によつて料金の改正に即応するといふようなことになるのではないかと、かように考へてゐるわけでございます。

○田代富士男君 第三種のことを説明していただきたいと思ひます。いまは一種と五種ですから、第三種を……

○政府委員(長田裕二君) 実は第三種の今後につきましては、ただいまの五種で申し上げましたやうな制度上の問題はあまりないわけでございます。これからもつぱら社会の進歩と申しますか、世の中の推移につれて、公共的な事項を報道する定期刊行物、月刊以上のものがどうなるかといふようなことでございまして、私も郵便物の従来の第三種についての増加率、一般より少し多いかと思ひますが、新しく認可されるものが年々数百件ずつでございまして、また物数の増加等もございまして、一般的に郵便物の増加率よりは少し高かつたかと思ひますが、従来の経緯からしますと増加カーブといふものを今後たどるといふだけの見通ししか、ただいまつけておりません。

○田代富士男君 実は第三種のその点をもう少し詳しく聞きたかつたわけなんです、いまの御説明ではちよつと不本意であります、また後日の委員会等もありませんから、そのときにはまたいろいろ検討させていただきますと思ひます。

それではいまに關連しまして、第三種の中で、學術雑誌等も出てきておりますが、雑誌は据え置きになつて、新聞だけが一回値上げした理由といふのは、どういふところにあります。○政府委員(長田裕二君) 実は低料三種が二種類ありますことは御存じのとおり、月に三回以上発行いたしますものは百グラムまでと今度三円、月に一回ないし二回発行されますものが六円というふうになつていくわけでございますが、この二種類のもの、低料三種とそうでないものといふふうに分けてありますが、ちよつとたゞいま私はつきり度数だけ申しましたが、これは差し出し人等によつても違ひますから、もうちよつと条件が加わりますが、低料三種とそれ以外のものとの料金の比率、いままで二円と六円であつたものを、六円のほうは据え置いて三円と六円にした理由でございます。実は戦前におきましては、低料三種とそうでないものとの比率は、大体一対二くらいでございまして新聞紙の枚数が非常に少なくなりました。二ページくらいになつてしまつた、そういうやうな状況になりまして、低料以外の三種と実

質におきまして百グラムと申しましたが、非常に軽いものがほとんど主体になってしまったことなどもありまして、そういう実態からしまして、日刊紙を中心とします低料三種というものの料金も、そういう実情も考えなければならぬのではないかと、そういうこと——当時はまあ占領下でもございましたが、従来の一対二の比重が非常に割安になってまいりました。現在の状況におきましては、日刊紙等のページ数も相当ふえてまいりまして、百グラムをこえるというような、朝刊だけで百グラム前後、朝夕刊を合わせますと百グラムをこえるというものが大部分になってしまったというような状況でございます。大体戦前の状態に復帰したというようなことが申せるのではないかと、いふに思われます。三種の認可の条件は、低料もそうでないものとしく同様でございますし、もうこの際低料でない三種というものについても、まあ上げるべき事情がないわけではなかったでございます。今回は低料三種が三門というに、非常に物数の点でも低料三種のほうが大体八割くらい、残りの二割くらいがそれ以外のものというふうになっておる事情等もございまして、一対二という関係に落ちついたわけでございます。

○田代富士男君 じゃ次に、第三種の中で広告に属するものが低料金扱いにされておるのですが、これはちょっとおかしいじゃないかと思うのですけれども、その点はどうかございませうか。

○政府委員(長田裕二君) 第三種郵便物の認可の際の条件といたしましては、郵便法二十三条の三項に、第三種郵便物の認可の条件が書いてあるわけでございますが、その内容的なものとして、三号に、「政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。」これによりまして、内部で申請のありました際に審査をいたして認可をしておるわけでございます。広告を主

体とするものというものにつきましては、これに該当しないわけでございます。もちろん現在の新聞その他の実情をいたしまして、ある程度の広告のあることは当然でございますが、私どもは一定の比率以上広告が載りますもの、絶えず載りますものにつきましては認可いたさず、あるいは認可しておるものにつきまして、これを取り消したりしておるわけでございます。

○田代富士男君 じゃ郵政大臣に関連した質問でずっと続いてまいりましたが、またもとへ戻りまして、三十六年に料金改正されたわけなんです。まあそのときに郵政当局は、毎年七割の郵便物の増加を見込んで五カ月間で三五割の増加と、赤字も十億から十数億として郵政事業を安定すると、そういうような見込みで進まれておいでになったわけなんですけれども、まあ最近の状況というものは、逆の姿が出てくるわけなんです。そういう点に対していままでいろいろお話もありました。が、企業努力もされてきたと思いますが、しかし、見通しとすれば逆の見通しが出てきている、当初の見通しよりも、こういう点についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(長田裕二君) 実は三十六年の値上げの際に、ただいまのお話のような見通しを郵政当局が持っておったというところは、実はたいへんうかつですが、私、初耳でございます。私は人事部長で本省におりましたが、当時聞いておりましたことと、また現在郵務局に参りまして当時のことをいろいろ聞いておりますところでは、当時といたしましては、大体人件費の増加を年八割程度見込みまして、値上げによる増収一九・六割——一種、二種を除きまして、それ以外のものについて大体値上げをいたしたわけでございますが、その際の見通しといたしましては、ちょっといまの人件費の増加八割、これは見通しのほうでございますが、その際の見通しといたしましては人件費の増加率が大体年八割程度であろう。で、三年間は持つ、五年間は持たせたいと、そういうことであったように承っているわけでございます。ちょうど三十

六年の六月に値上げをいたしまして、六、七、八、九と四年間はまあ完全に持ちまして、五年目の四十年度にだいぶ不足を来たしまして、予算編成当初から五十六億どうしても不足だ。赤字予算を持ち越し資金で埋めたということになっていくわけでございます。三年は持つ、五年は持たせたいというのが、持たせたいところをほぼ満たしたというように思っているわけでございます。

○田代富士男君 そのときにいろいろ検討されて、まあ抜本的な対策を確立をし、いまさっきもお話が出ておりましたが、近代化のために努力していきたいと、そういうようなことも言われておりますが、まあ近代化につきましては、いまさっきさまたまな内勤、外勤の立場から説明をいたしたきましてよくわかりましたわけですが、その中の一つといたしまして、この説明されました住居表示制度の問題であります。この問題は、三十七年の五月にやなかつたかと思いますが、このときに計画をされて、まあ努力をされてきたと、そのように言われておりますけれども、四十一年の一月現在ではまだ二〇割の完成しかできていない。それが三十七年度から五カ年計画においてなされていくわけなんです。そうしますと、三十八、三十九、四十、四十一、四十二と、来年度がまあ五カ年目に当たるわけなんです。これに対してもいまお話がありましたとおり、本来は地方自治団体でやるべき立場のものであります。が、側面よりこれも協力しているんだと、そういういまさっきお話がありましたから承ったわけなんです。が、ところが事実上二〇割である。ここにいていままでの計画をされたこれ一つとしても実行されていらないじゃないか。このためにいまさまたまお話がありましたとおりスピード化ということも大事だけれども、正確性というものを重んじていかなきゃならないと、そういう点がいまさっきの永岡委員からのお話があったときにも主張されたわけなんです。まあこの住居表示制度というものが、これは完備されてまいりますれば、

郵政事業のみに限らないと思うのです。ほかのいろいろな電気、あるいはガス、そのような業においてもこれはぜひ貢献することになるんじゃないかと思うのです。だが、きょうは郵政関係の問題でありますからそれをお聞きいたしますが、二〇割しか進んでいないと、こういう事実、この点に対してはどういうお考えでございませうか。

○政府委員(長田裕二君) 住居表示制度につきましては、お話しのとおり三十七年から五カ年間でいうことで法律が制定され、推進されてきているわけでございます。それにつきまして、郵政省はもとより、ただいまのお話のように、電信電話公社とか、あるいは電力公社その他住居表示制度の実施によりまして利便を受けます向きは非常に強い関心を持ちまして、中央での協力会あるいは地方都市での協力会等をつくって、これを推進してきているわけでございます。新聞等にもいろいろございまして、いろいろな事情等もございまして、あるいは地方自治体が、ことに東京都以外の大都市におきまして、あるいはまた小さな都市で、それほど不便を感じていないというところなど、あまり熱心に進められない関係などもございまして、ことしの二月一日現在、一月末で二四・三割、全国的には二四・三割の進捗率でございます。実施済みの戸数が二百十万户でございます。ただしこの中で東京都は三三・九割でございます。実施済みの戸数が二百十万户でございます。済みましては、三三・九割でございますが、東京都の特別区におきましては、全面積の六三・三割が完了または実施中というところでございまして、実施済みが三三・三割、残り三〇・〇割ももう手をつけているということと、追い込みになりましてから非常に具体的に馬力がかかってきております。しかし計画が完了いたしますのは、おそらく法律施行後五年間というよりも、おそらく一年ないしもう少し少しいかかるといふことになるのではないかと思います。が、東京都がそういうような状況でございまして、その他全国的にも非常に進捗状況のよろしいところ等もございまして、こういうところで一年

